[redacted] 副會長 安部磯雄

4 — 323

（[redacted]月一日第三種郵便物認可）
（[redacted]十月一日納本）（毎月一回一日發行）

廓清

家族制度問題號

第七卷第九・十號

東京 廓清會本部發行



歯を磨くのは
朝よりも
夜が大切！
多くの人は大抵朝だけしか歯を磨きませんが之も悪いとは申しません併しそれよりも遙かに大切なのは夜寝る前に歯をみがくことです
▼一体夜はその日一日中に喰べた食物の食片が歯間に残つてゐてそれが腐敗醗酵して乳酸を造り蝕歯を生ずるのであります
▼この故に就寝前に歯を淨掃して是等の残留食片を取り除くことが蝕歯の豫防上最も必要なのです
ですから夜寝る前に専門歯科醫の推奨する
ライオン歯磨を
お使ひになることは歯の衛生上誠に缺くべからざる事です

廓清
THE PURITY
第七卷第九・十號
大正六年十月



廓清時言

男女再婚論

男女再婚の可否は、吾人の屢々當面する事實にして、舊道德に囚はるゝ事なく新しき道德思想に於て、之を如何に觀るべきかは甚だ重要なる問題たる也。

之れに對する世論の歸嚮を見るに、封建時代に於ては女子に『貞女兩夫に見えず』となし乍ら、而も男子は川柳子をして『亭主兩婦に見ゆるで内がもめ』と喝破せしむるの狀態にありき。然るに近代に及んでは愈々其關係はルーズとなり、男女共に再婚の自由を認め、甚しきに至りては貞操は道德に非ずとなす思想をすら產み來りたりしが、要するに再婚は自由にして、若し生涯を鰥寡に暮す者あらばそは道德以上『美』の境地に入れるものとなすに歸したるが如し。乍併吾人は之と全く反對の意見を持し、知友の此問題に逢着する每に、自ら奉ずる人格主義の立場より再婚の罪惡なる所以を論じ、其反省を促すに努め居たりしが、其或者は遂に空閨の寂寞に堪えずして再婚し、其或者は家庭の事情と號して再婚し、其或者はお嫁さんの世話をして貰はうと思つた十年の知已より、反對に、春秋に富む身を獨身で暮せといふ慘酷な言葉を聞かされたりと嗟歎しつゝ、二人の遺兒を男手に育て居れり、再婚問題は如斯にして絕えず余の周圍に起りつゝある事實なるが、頃者又此問題の或る一部に盛んに論ぜられ、而も甚だ正鵠を射ざるを慨し、敢て茲に宿論を陳じて諸賢の高敎を乞はんと欲す。

△再婚は人格の三重破壞

いふ迄もなく吾人は男女に同一の人格を認むる者なるが故に、貞操は之を男女に要求し、一夫一婦は之を男女に要求す、從つて再婚問題に於ても男

女に依つて何等可否の問題に割引の請求を許さゝる也。

再婚には二個の場合あり、一は對手方の死亡より起り、一は離婚の爲めに生ず、今余の道德上より主として論せんとするは前者にして、前者の場合に最も誤れる道德觀を見るが如し、彼の貞女兩夫に見えずと云へるは、無自覺なる婦人に課せる男子の專有慾より來れるものなるが故に、此道德の廢れたるは所以なきに非ざれど、今日の一般思想たる、再婚は男女とも自由にして、若し兩夫に見えざる婦人、兩婦に接せざる男子あらばそは道德以上なりとなすが如きは、道德觀念の低級墮落を證するものに非ざる乎。惟ふに如斯は徹底的に人格の自覺を缺くに因する謬見にして、苟も一夫一婦を是認する以上、明かに再婚は道德上の罪惡たり、法律上の重婚罪と等しく一夫多妻又は一妻多夫の姦淫なり。

何となれば死は肉體を消滅せしむるに相違なけれど、其の人格を亡ぼすものに非ず。(宗敎的に靈魂不滅の意に非ず)卽ち妻は死して其肉を失ふも、夫の胸には永遠に生く。記憶卽人格にして、何者の痴漢か妻の一死は直に夫の愛情を滅すとなさん。又世に死者を辱しむなる語あり、此語は靈魂の不滅を肯定して其靈を辱しむといふ義には非ず、社會の記憶を指すものにして、死屍に鞭つといふ事が死者を辱しむるものなるを認むる以上は、再婚も亦死者を辱しむるものにして、同時に人格の三重破壞を行ふ重大なる罪惡たらずんばあらず。蓋し夫は先妻を愛し、先妻其胸に生けるに不拘後妻を愛せんとするが故に、自己の人格を破壞すると共に先妻を辱しめ、同時に後妻の人格を侮辱す、先妻の立場より之を云へば自己と同穴を誓ひたる最愛の良人が自分の一死によりて忽ち掌を返す如く他の新しき妻に愛情を捧ぐとせば、如何んぞ終焉の床に安かな笑ひを見せ得んや。新妻の立場より之を云へば其夫たらんとする對手が、自分以外に他の婦人(先妻)を戀ひ乍ら而も自分を妻となさんとするは、自己の人格を侮辱するの甚しきものなるが故に、苟も人格の自覺ある者ならんには斷乎として自己の人格擁護の爲めに峻拒せざる可からず、故に妻を亡ひたる男子が、先妻と自己の人格は甘んじて之を(性慾の爲め乃至事情の爲め)破壞するの不埒なる考に墮すとも唯一つ尙ほ新しき妻たらんとする者の人格を認めんか、之を蹂躙するに堪ゆべからず、故に己れの胸の奧深く生ける妻を殺して、記憶より顯在域にも潜在域にも取去るより外、再婚は斷じて認容す可からざる也。腕に新婦の首を扼し、而して尙姦淫に非ずといはゞ、吾人亦何をかいはん。

△一夫一婦は遂に時間の問題乎

若し再婚が道德上認容せらるゝ事とならば、一夫一婦は同時に道德たる權威を失ふ。肉體の消滅は性的生活を不能ならしむるが爲めに再婚を許すとせんか。然らば夫若くは妻の旅行の留守中に於ては、兩者は互に性的生活の不能なるが爲めに、他の異性と交はる事を許さゝる可からざるは、論理の命ずる處也。

若し死は永遠にして旅行は一時なりといはんか、そは畢竟時間の問題に過ぎざるに至る。故に之を時間の問題として論せば更に滑稽なる結論に到着すべし、卽ち對手方の死亡によ

つて生殘者の再婚を認むるとせば、其時期は何時よりなるか死亡後幾何の時を經たらば許容さるべきか、三年にして可なるや一年にして可なるや、半年尚可なるや、一月尚可なるや死して其翌日は不可なりや、否其死骸の枕邊にて再婚の褥を共にするは不可なるべきや、其境界や果して何の時ぞ。

若しそれ棺を蓋ふて涙未だ拭き敢ず、野邊の送りの其足にて新婦の手を取りて蜜月の旅に立つ者あらば、再婚是認論者と雖も其不德を責むるに吝ならざらん。果して然らば抑々幾日幾時間を經たらんには之を是認し、幾何まで、之を否認せんとするや、道德上正善の行爲と奸邪の行爲との其間髮は何秒の處に存するや、惟ふて玆に至り自ら冷笑の類に迫まるを禁じ得ざる也。正と邪と如斯間髮一瞬の問題ならば、何ぞ之を重しとするに足らん。故に再婚是認論は妻君又は良人の死亡の瞬間より始まるに非ざれば徹底せざる也。

而して更に再婚是認論者は、生涯的には一夫多妻又は一妻多夫なりとも同時的に一夫一婦なれば可なりといふ道德規範を捻出せざれば徹底せざる可し、玆に至つて更に滑稽なるは同時に一夫多妻又は一妻多夫てふ事は、物理學的に不可能の現象にして、如何なる一妻多夫一夫多妻と雖も、時空の原則に支配せられて、同時には必ず一夫一婦なるべきが故に、玆に一夫一婦の道德規範は破れて、再婚論者は一夫多妻一妻多夫を認容するものと論斷せざる可からざるに至る。

△再婚者の再婚理由

翻つて再婚者の再婚理由なるものを檢するに、凡て次の四つを出でず。即ち

一、空房の寂寥に堪えず。
二、遺兒の養育其他家政取締の便宜の爲め。
三、國家社會に盡すべき任務あるため。
四、戀愛のため。

右の内第一の空房の寂寥に堪えずといふ理由は、理由としては卒直なる方にて勿論同情に値す、春秋に富む靑年男女が其餘生を空房に過すといふ事は、誠に氣の毒乍ら、性的生活から云へば生殘者は男にしても女にしても共に所謂未亡人にして性慾の亢奮に堪えずして結婚するならば、そはいふ迄もなく獸的共同生活のみ。如斯人は寧ろ賣笑婦に親しむの稍ゝ罪なきに如かざる也。蓋し再婚は先に述ぶるが如く人格の三重破壞なりと云へども、醜業婦は既に破壞せられたる人格を前提とし居るが故に、人格の破壞は二重に止まるべければなり。

第二の遺兒を男手に育てるとか、乃至女中や乳母任せにては思ふ樣に行かぬといふ事は、之れ亦同情に値する事實也。されど爲めに結婚すといふならば、そは細君を便宜の爲めに用ふる道具にするものにして、人格を侮辱するの甚しきものなり、人は決して家の便宜の道具器械たるべからず。

第三の國家社會のために盡すべき任務と手腕とを有しながら、妻なき家庭に忙殺せらるゝは、元より本人の爲めにも、國家の爲めにも不幸なり、乍併故に再婚すとせば國家の爲めにより不幸となる。由來誘惑なるものは尤もらしき假面を冠るを常とす、本項の如きも所詮は第一の理由（時としては第二）を紛飾したるものに過ぎず、若し社會の爲めに先に述ぶるが如く、三重の人格破壞を行ふ事を一種の犧牲のやうになど思ふ人は、鼠小僧の如き義賊とやらをも是認せざるを得ず、今日の如き物價騰貴の際など所謂成金連より强奪し來りて貧民救濟もやらでは叶ふまじ、而して敖然身を犧牲にして社會

の爲めに盡したりと云ふならん、怖るべき事也。親の爲めに身賣りをなして娼妓となるが如きも、畢竟此思想の所產とす。

△戀愛ならば再婚可なり

第四の新しき戀愛を生じたる爲めに結婚するといふ事は、之れは全く前三項と趣を異にし結論を異にす、若し果して戀愛を新生せしならば、余は其の再婚を是認するに躊躇せず乍併此場合に於ては前の結婚生活は同時に虚僞の生活なりし、先妻を愛しゐたりと思ひしは誤りなりし、獸的共同生活に過ぎざりし事を自認すべき前提とす、果して如斯先妻を辱しめ得る勇氣あらば、否そが事實ならんには萬艱を排して新しき人格的戀愛を遂げざる可からず。

抑も戀愛とは何ぞや、一言にて之を掩へば理想化されたる性慾の實現を求むる一男一女の全的結合なり、而して戀愛即ち結婚なるが故に、公式たると非公式とは手續上の問題にして、道德上の問題に非ず、問題はたゞ人格的和合なりや否やにあり、故に戀愛なき結婚は道德上の正善にあらずして、其手續は公式なりとも野合のみ。若し結婚後に於て戀愛を生ずれば勿論其の夫婦生活は正善となるものなれど、戀愛即結婚なるが故に、戀愛なくして緣組を結ぶ事は相互の人格を無視する道德上の邪惡なり。嘗て安部副會長によりて本誌に紀されたるワシントン・アーピングの哀話は、よく戀愛の實相を示す。即ち

「アーピングの未だ若かりし時、人格的に和合したる戀愛ありき、然るに其戀人は未だ結婚するに至らずしてある事情の爲め行方不明となりぬ。春風秋雨夢の如く幾年かを經たれどアーピングのハートに受けしキューピツトの矢傷は癒ゆるに由なかりき。斯くて伊太利の公使となりて赴任し居れる時、熱病に冒され昏睡狀態に幾日かを過したる事あり。然るに此時日夜誠心こめて介抱する一人の婦人ありしが、アーピングの意識恢復せし頃は其婦人は來らずなりぬ。病は總て癒へたるより彼は何者とも知れぬ婦人の親切を謝すべく苦心の末漸く婦人の宿所を突き留めて之を訪ひたるに、其婦人は意外にも自分の熱病を感染して病床に呻吟しつゝありき。而も意外は之れに止まらず、其の婦人こそは夢寐なほ忘れ得ざる戀人なりしなり。されどアーピングの喜びは束の間に消え、婦人は遂に其病の爲めに仆れぬ。」

アーピングは一世の文豪たる上而も又一個の政治家にして、八十二歲の高齡を以て死したるに不拘、遂に一生を獨身にて通し、又仇し女を見る事をせざりき。

これ實に戀愛の眞實なる相也。故に戀愛即結婚にして又再婚ある事なし、人格的戀愛に於ては戀愛の必然性法則によりて支配せられ、再婚の可否の如き問題たる餘地を有せざる筈也。故に若し新しき戀愛によりて再婚すといはゞ、そは前の結婚生活を否定するの義也。

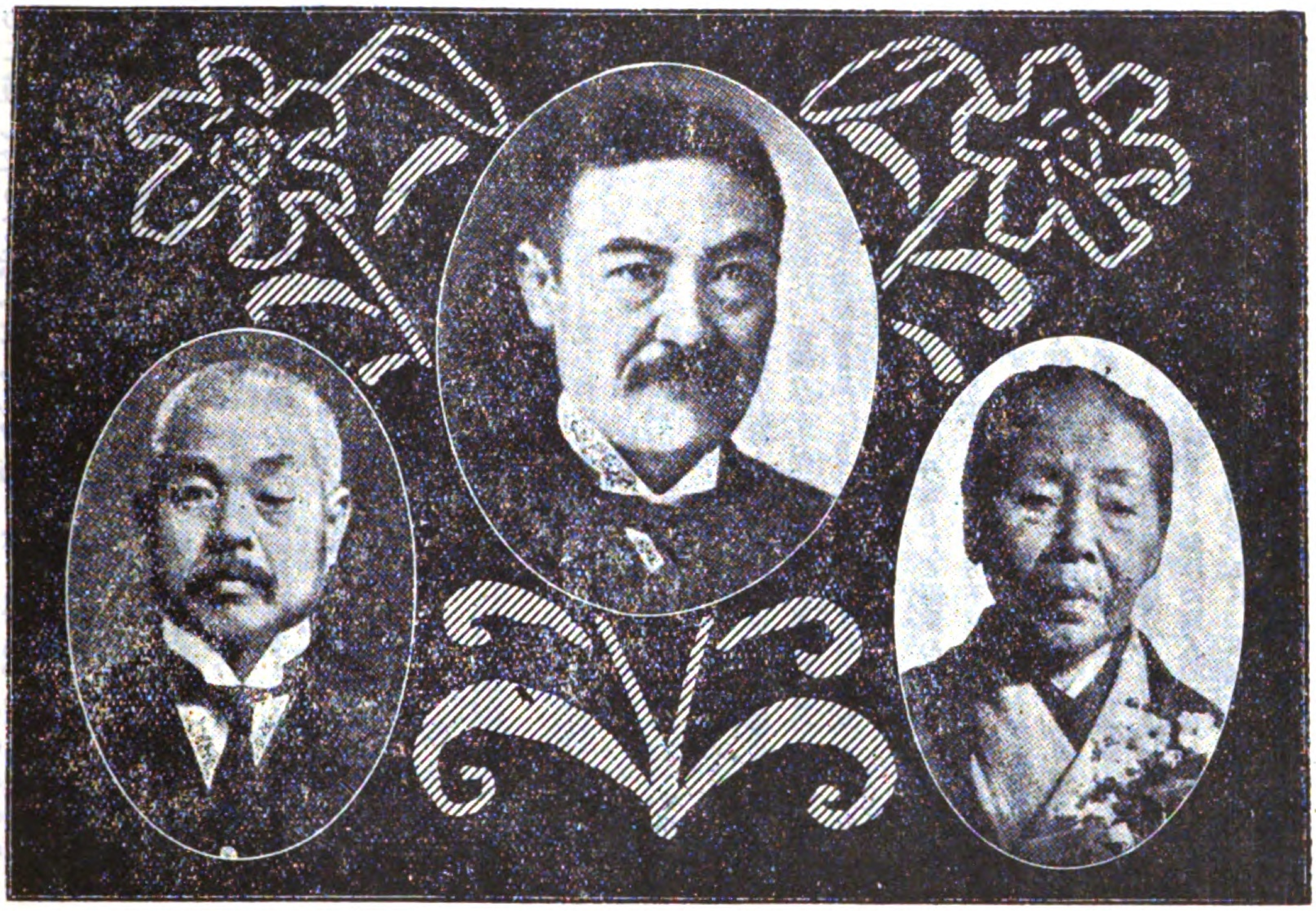
元來我國に於て行はるゝ結婚制度は、性慾の爲めの結婚又は便宜の爲め結婚にして、人格を基礎とせる結婚、即ち戀愛即結婚に非ざるが故に、理論に於て許すべからざる再婚、あり得べからざる再婚が事實に於て續出する也。而して先妻が頻々として辱しめらるゝ也。されど如斯は可否の問題の前に、其の結婚の合理なりや否やの問題を有す。我國の結婚制度は一日も早く改めらるべきものなるが、戀愛を缺ける無自覺なる結婚に於ても、後に至つて戀愛を生ずる場合は決して少からざるが故に、斯かる際に於ては再婚を許すべからざるは勿論なり。

故に今余は最後に再婚に對する左の鐵案を下す『結婚は戀愛を基礎とす。戀愛は完全性と永續性とを有するが故に一にして二なし。故に死せる配偶を追慕するの情ある限り、再婚は三者の人格を破壞する罪惡なり』と。而して若し種々の口實の下に再婚を欲する情の發動し來らんか、乞ふらくは瀕死の枕邊に愛妻の死脈を數へし時の心地を想起せよ。

△離婚の場合は再婚は自由なり

なほ死亡に非ずして、種々の理由の下に離婚となりたる場合に於ける再婚の可否を一言し置かん。

離婚は過去の性的生活を否定する行爲なり、戀愛即結婚に於ては離婚は必然に可能性を有せざるが故に、如何なる理由を有するにせよ、離婚其者は直に戀愛即結婚に非ざる事を意味す。(片戀は戀愛の要素なれど戀愛にあらず)。故に離婚は其誤りし結婚に對する責任を負ふて互に賠償の義務を有し、同時に不明無自覺を懺悔する行爲なれ共、新しき人格的戀愛を生ずるに於ては再婚を妨げざる也(江南)



家族制度問題號發刊の辭

　吾人は昨年の秋季倍大號に於て「男女交際問題」に就て同人の研究を發表した。故に本年の倍大號に於ては「結婚と戀愛問題」の特別研究を發刊する順序になつてゐた。けれど其前に「家族制度問題」の新研究を發表する方が却つて順序ではあるまいかと、聊か考へて見たのである。蓋し男女の交際があつて結婚があり、それから家庭が出來るのは順當ながら、男女交際の問題も、戀愛と結婚の問題も、乃至教育も、職業も、政治も、宗敎も、地位も人格も、事實に於て現存の家族制度に改革を加ふるでないならば、解決さるゝ事は出來ないのである。

　故に吾人は我が日本に根柢を張れる家族制度に對して、新しき立場から斧鉞を下し、或は之れに培つて、人世の祉福を增進せしめなくてはならない。之れが今回本號を出すに至つた所以である。

　家族制度には勿論幾多の長所がある。或者は犧牲、献身親密友愛の情は此處から發したと稱する、或者は忠孝の觀念、團結愛國の情操、萬國無比の國體は此處から發したといふ。乍併究竟する處家族制度は「家」を重んずる制度であつて、家族の人格は之を無視して顧みないのである。「家」を代表する戶主の同意を得ずしては敎育の自由發展がない。職業の自由撰擇がない。經濟的獨立がない。戀愛は磐の下に喘ぎ、結婚は鐵鎖の動くに任せ、白刄は常に其頭上に落ちなんとしてゐる。繼母子間の悲劇、嫁姑間の波瀾も玆から發する。婦人問題の解決も、男女問題の解決も、或はまた立憲政治の完成も、此處にある。彼等に人格の自覺なく、彼等に獨立自助の氣魄なく、彼等に創作發展の精神がない。

　家族制度非乎、個人主義是乎。要するに社會一切の問題は水の底きに就くが如く人格主義を外にしてはあり得ない。（江南）

家族制度の問題

廓清會評議員
法學博士　浮田和民

西洋と日本と法律上では違ふ樣であるが、實際は西洋と同樣で、支那や印度などゝは根本的に異つてゐる。ほんとうの家族制度といふ者は、支那や印度にはあるが日本にはない、たゞ法律上には歐米と多少違つて、親族會議があつたり、家督相續があつたりするけれども、實は夫婦、親子だけで、親族相助の義務は殆んど行はれてゐない。

故に今後日本の家族制度といふものは、夫婦親子の人格を認識し、義務責任を本位にして、此の關係を確實にするといふより外はないのである。假へば日本と西洋と文明の異るのは、家族制度にあるといふ者があるが、其實は無い事である日本が東洋にあつて東洋諸國と異る文明を有するのは、日本が國家公共の爲めには家族制度を破壞しても構はぬ、孝よりも忠を重しとした點にある。それで維新の改革も行はれ、立憲政治の實行も期せらるゝ樣な次第である。

一體家族制度といふが、何處へ行つても家族を基礎とせぬ人間社會といふものはない。併し支那や印度に於ては家族が第一で、國家が第二である。家族制度の根本はつまり此所にあるのであらうと思ふ。日本は幸にして斯樣な思想に立脚してゐなかつたから、今日の發展を見たのである。

個人主義といふと、弊害があるやうであるが、實は日本の家族制度は個人主義に據つてゐるのである。親の犯罪が三族に及ぶといふ樣な事は、疾うの昔になくなつた。子の負債が親に及ばず親の負債が子に及ばない。刑法から云つても民法から云つても、歐米と實際に於て差はないのである。茲に日本の將來の發展が豫期せらるゝのであつて、また同時に危險も伴ふのである。

卽ち個人の自由發展を求むるのみでなく、何處迄も親は親たるの義務本分を自覺する、夫は夫たるの義務本分を妻に對して守る、また妻は妻たるの義務本分を夫に對して守るといふ風にならなくてはならぬ。親が子供を生んだ丈では恩はない。養育教育をして始めて恩があるのである。けれども恩があると云つても親が子に報恩を要求すべきものではない。夫婦關係に於ても同樣で、これ迄は妻に絕對服從を強いたが、法律上には夫が一家の權利を掌握して居るとしても、道德上には家庭は夫婦兩本位で、對等でなくてはならない。

之を要するに日本に於ては、家族制度といふと雖も支那や印度の如き家族制度に非ずして、事實は餘程歐米の個人主義を消化せる內容を有してゐる。問題は卽ちもつと家族の人格を認むる事に、日本人が覺醒しなくてはならぬといふ點に歸する。

家族制と個人制

郷清會評議員 文學博士 井上哲次郎

□家族制度と日本の文化

家族制には長所もあり又短所もあつて、昔からの家族制を其儘維持して行くといふ事は餘程考へなければならぬ。乍併これ迄家族制といふものが、日本の文化の爲めに餘程裨補する處のあつたといふ事は疑ふ可からざる事實である。先づ第一に家族制といふものは餘程民族を鞏固にする助けをなして居る、即ち國民の一致結合をなさしめる組織であつた。蓋し家族制は個々の家族の結合統一を促す組織であるからして、自然各個人何れも其習慣を養成して社會に出て來るのであるから從つて國家全體として其の結合統一を促す傾向を生じて來たのである。對外的の大事件の發生する毎に擧國一致といふ様な事の出來るのは、家族制度の然らしむる點が多い様に思ふ。

第二には家族制は餘程人情を重厚にする傾向を生じた。即ち一家族内に於ける情誼といふものは決して利己的でなく、共同して相救ふといふ様な犧牲的の精神を養成したのである。一家族内の道德心といふものは互に個々の利益を相爭ふでなく、重厚なる犧牲的精神を以て相接するといふ習慣を作つて來た。そこで之を社會に押擴げると國民一般の道德心といふものが、同様に利己的でなく共同的に、犧牲的精神が發達するのであつて、我國には實にさうした道德が發達し來つたのである。斯様に輕薄の反對である家族的の道德といふものが發生して來たのは、確に我國に於ける一つの長所である。

第三に家族制は鞏固な繼續的の精神を與へた。一體家族制といふものは繼續を主としてゐるものである。祖先の血統を子孫が繼いで行くといふのみならず祖先の遺志遺業までもなるべく之を繼いで大成して行くといふやうな精神を有して居るものである。故に自らぐらつかない固定的の習慣を養成して居る。物事は凡て不定であると足場があやふやである。けれども家族制は餘程常恒的の觀念を與へるやうになつて居る。それを國家的に擴大したのが即ち萬世一系の皇統である。萬世一系の皇統といふことは、やはり個々の家族制と相俟つて成立つ事實である。されば要するに家族制といふものは縦と横の統一を促し、而して民族間の情誼的關係を親密ならしめて、確實なる將來の發展を期するやうな性格を作らしむるのである。

□家族制の弊と時勢の推移

斯様に家族制の長所を數へ來れば種々あるのであるが、其の短所も亦決して無いではない。それに明治維新以來時勢境遇の次第に變化して來るに從つて家族制に對する種々の議論も生じて來るのは當然な事である。先づ家族制の短所たる可き一つは家長の權利を認めて個々の家族の人格を充分に認めてゐないといふ點にある。尤も今の民法では家長の權も昔の家長權程にはないけれ共、家長以外の個々の家族の人格の立場から云へば遺憾な事が種々ある。個々の家族は家長の意見に從つて其の行動を定めなければならぬ事が多くして、思ひ思ひに自由發展を遂ぐる事が出來ぬといふ事である。つまり家族制は團體主義であつて、個人主義とは大に其立場を異にしてゐる。從つて個人主義の立場から見るとどうも色々弊害が指摘せらるゝのである。

此の個人主義の輸入に伴れて生じた家族制との矛盾は、何等か調和さるゝ樣な方針を樹てなければならぬ。家族制の弊害は種々列擧し得らるゝけれども、一番顯著なものは個人々格の自由發展が思ふ樣に出來ぬといふ事である。そこで之はどうしても個人主義の立場から見て甚だ不滿足である。それに社會の狀況は著しく變つて來つゝある。卽ち交通機關の急激なる發展が社會組織の上に非常な影響を及ぼしたといふばかりでなく、工場などの次第に殖えて來て而も規模が却却廣大となつた。さういふ事の爲めに勞働者などは夫婦とも工場に出掛ける。妻は女工として工場に出勤をすれば、夫の方は砲兵工廠とか其他の工場に行く、夫婦共稼ぎに出掛くれば子供は獨り家庭に居る譯には行かないからして、どうしても之は兒童供托所といふ樣な處に預ける樣にしなければならぬ。さういふ事になると段々家庭といふものは成立しなくなる。これは無論下層社會の事であるが、中流以上の家庭に於てもやはり樣々な變化が生じて居るのは元より爭ふ可からざる趨勢である。

斯かる變化がまた古來の家族制度を改造しなければならぬ樣に促して來てゐるのである。生存競爭が激しくなり、社會の關係が複雜になるに從つて、一つの家庭に屬する各々の個人はそれ〴〵思ひ〳〵に自由發展を遂げなければいけない事情になつた。昔の樣な單純な時勢とは同一視する事は出來ない、其上個々の家族に於ける崇祖的の精神が多少衰退して行く有樣であるからして、なか〳〵昔のまゝに家族制を維持して行く事は困難である。且つ一家の業務を子孫が必ず繼承して行くといふのも不利なことである。當人の技能のある處に從つて業務を變更して行つた方がよいといふ事もある、而してそれは自由選擇に任すべきであるといふ事も明かになつて來てゐるからして、家族制の改良は如何ともすべからざる自然の勢ひである。如斯個人制といふものは種々の事情の下に或程度迄這入つて來る。又或る程度迄入れて行くのが從來の弊害を救ふ所以である。從來の家族制の弊害と云へば其の個人の自由發展を許さなかつた點であるからして、其弊害を匡正するには個人制によるより外はないのである。

□東西文明の粹を融合せよ

概括して之を云へば家族制は東洋文明の粹であつた。個人

制は實に西洋文明の粹であつた。故に個人制を輸入して我家族制の弊害を匡正するといふ事は、畢竟東西洋の文明を融合調和して我日本の今後の發展を圖るといふ事になるのである西洋もずつと古代に遡ればやはり家族制があつたのである。羅馬帝國の時代には稍々日本に似たやうな家族制が行はれて居つたのである。乍併種々な事情からして、それは壞れて了つて近世に於ては西洋諸國に行はれて居ない、殊に西洋近世の文明は個人の自由發展といふ事を主として來たので、法律上に於ても個人制のほか現れて居ない、家長權などを認めて我戸主に對するやうなものは一家の内に設けてゐない。そこは非常に東西洋の異なれる點である。例へば我國に於て家族制が弊害を生じて來たと云つた處で、兎に角法律上家族制を認容して居るのである。併し從來の家族制に次第に個人制が加はつては來てゐる、既に明治年間に制定せられた民法にも多少個人制が加味されてあるのである。惟ふに昔の家族制度からして進んで個人の自由の世に這入らうといふのには、先づ家族制と個人制といふものを能く調和するでなければならぬ。一時に家族制を破壞して了ふといふ樣な破壞的態度を取ると色々な弊害が生じて來る。一番穩健なるは個人制を以て今の家族制を匡正し、家族制の長所を有效ならしむるに努むべきである。さうすれば家族制の長所もあり個人制の長所もあつて、東洋文明の長所と西洋文明の長所とを併せて之を有する事が出來る次第である。

□個人主義の内容と實際

なほ個人制といふものに就ては注意を要する點がある。個人制は個人主義によりて成立してゐるのであるが、一體個人主義とはどんな事をいふかといふと個人主義は即ち個人の自由發展を方針として行くのである。家族のやうな團體の方針を採らないで、思ひ／＼に發展するにある。從つて獨立自由といふ事が非常に重んぜらるゝ。處が此個人主義といふのには種々な色彩がある。西洋の學者などの主張して居るのは必ずしも贊成する事の出來ないものがある。それは個人主義といふものが單に個人の自由發展を目的とするといふ事であれば、それでいゝけれども、乍併どうも利己主義と結び付いたのが隨分多いのである。個人主義は動もすればさう云ふ傾向を生ずる、而も學說上快樂說と結付けて唱道して居るのがある。人格本位の個人主義であれば誠に立派であるが、さうではなくて極端なる本能主義、快樂主義、利己主義なんといふものと結び付いた個人主義を唱道してゐる樣なものもあつて、それ等がやはり我國にも輸入されてゐる。ニイチエなどの個人主義は無論それである。そしてそれは學說として許りでなく、實際廣く社會に個人主義として行はれてゐるのが餘程利己的の精神と結付いてゐるのである。例へば子供は三人以上は拵へない樣にするとか、又中には丸で子供を生まない樣にするのが隨分あるであらう、それが國家の爲め有害であるといふ樣な事は構はない、自分等の經濟の爲めとか、自分等の自由行動の爲めに邪魔になるとか、其他自分の得手勝手の爲めに即ち利己的の精神から個人主義の立場を取つてゐるといふ事が却々多い、假へば年取つた父母なども構はぬ、父

母は父母で生存の道を圖るがよい、我々子供は獨立して生存の道を圖るのである。自分だけ生存の道が立てばよい、親でも何でも養はなければならぬ義務はない。と斯ういふ樣な自分に都合の好い事を圖る上から個人主義を採つてゐるものがある。

さういふ方面は個人主義の弊害の方面である。故に個人制には善い意味の個人制と惡い意味の個人制がある。善い意味の個人制は家族制と結付いて大に效果があるが、惡い意味の個人主義は益々惡くする。惡い意味の個人制と家族制の短所と結付いた事なら、東西洋の弊害と弊害が相俟つて愈々國家を蠹毒すべきはいふ迄もない。善い意味の個人主義は、古來東洋に無かつたかといふとさうではない。東洋では勿論家族制が勝つてゐたけれども、其間に一脈の個人制の流れがある餘程それが家族制の缺陷を補つて居つた次第である。孔子の精神なども頗る個人的の方面があつた。孟子も亦それを力說してゐる。儒教の中には非常な崇高な自由發展の精神が流れてゐる。佛教にも亦此流れがあつて、唯我獨尊などいふのはやはり其精神を言ひ表はしたものである。故に善い意味の個人主義は家族制と結びつけられないではない。たゞ調和する事を心掛くべきである。家族制度によつて個人制を拒絶せんことを考ふべきでもなければ、個人制で家族制を破壞する事を心掛くべきでもない。さういふ事は決して企つべきでなく兩者の粹を取つて打つて一丸とすべきである。

□個人主義よりも人格主義

それにたゞ個人主義といふ丈では實に物足らぬのである。個人主義といふ事は個人々々を引離して夫々獨立自然をなす事を意味してゐるが獨立自由といふ位置を保つだけでは內容は貧弱である。自由といふ事は元より大切である。けれども自由は目的でないのである。目的を達する條件として必要なのである。自由でなければ自分の目的を達するに不可能であるからミーンスとして必要である。たゞ自由だけでは譯は分らぬ。何を行るべきか目的が判然してゐないではまだ稱讚すべきでない。自由ではあつても惡い事をする自由もある。善い事をする自由だと云つた處でそれならどうすれば善い事か何によつて善惡が定まるか判然しない限りは＝人生の目的が定まらない限りはそれは間違ないといふ事は出來ない。自由といふ事は目的に達する手段方法に就ての主義であつて目的其物に對する主義ではない。個人主義と云つて個人が團體から離れて獨立自由の地位を得るのも、一つ先の人生の目的例へば發展といふ事を遂げる爲めの條件である。發展は人格の發展であるから、寧ろ人格主義とか發展主義とか云つた方が、一層內容を判然言ひ表はしたものであると云はねばならない。

之を要するに個人主義とは內容を言ひ表はしたものでなく方法を言ひ表はしたもので、主義としては究竟のものではない。個人主義が大變世間に持て囃されるからとて譯もなく之を信じてはならぬ。能く其內容を研覈して取捨折衷すべきであると思ふ。

政治上より観たる家族制度

前衆議院議長
郎清會々長　島田三郎

□國政と家政の一大矛盾

人集まつて家をなし、家集まつて社會をなし、之れに組織的機關が備はつて國家を形成する。家は國の小なるものにして家族があり家長がある。家の組織は實に小社會であり小國家である。家の集まりである國家は家の性質と相伴ふ。故に國家の爲めに又國民の爲めに自由を叫び平等を希ふ者は、其最も手近なる家に就ても同樣の希望を有すべきは當然の順序である。

此道理は唯現代思想家の要求するのみでない。古來專制的國家に對する理想家も同一である。『君子不出家而成教於國。』又『則家政至兄弟以治家邦。』又『友于兄弟施於有政』は即ち孔孟流の家族觀と政治觀であるが、今日に於て最も矛盾を感ずるのは、我日本に國家國民の爲めに自由平等を絶叫し、代議政治の完成を主張する人が、國家社會を組織する家族制に於て甚だ矛盾せる思想を懷いてゐる事である。

こは現代の觀察者が不徹底となすのみでなく、古代の政治觀に照しても其然るを認めざるを得ない。國政に於て專制を認むる時代に於ては家長獨裁政治を實行してゐるのは當然の事であるが、苟も代議制度を希望する者は如何にして社會の基礎であり國家の根柢である家庭に於て、家長專制を主張し得るのであるか、若し家に於て自由の主義を行ふ事が出來ぬならば、それより大なる國に於て此主義を行ふ事の出來ないのは當然の結果ではないか。

故に公人として政治上に自由政治立憲制度を主張する者は私人として先づ此の希望を抱いて而して事情の許すだけ是を實行する覺悟がなければならぬ。若し此の覺悟なくして他に向つては公人として之を唱へ、自己に於ては私人として之と反對の主義を懷き行爲をなすならば、即ち是れ良心を責る者にして、僞人物と評さなければならない。

□同情同感の家庭生活

併し乍ら人に對して權利を與へ責任を分與せんとするならば、其責任を盡すべき思慮と私德とを先づ備へしめなければならぬ。家を立憲主義にせんとするならば先以て家長は其妻及び子女に家政に參與するだけの智德を開發して、參與し得るだけの準備を採らしむる事が必要である。

此事は國に於ても當然の道理で、ワシントンが大統領を辭

して國民に告別をする時の演說に、『合衆國民をして永く自由の幸福を享けしめんとならば、教育を普くするの必要が最大要件である』と云つた。マコーレーが普通教育制度を擴張する時の演說にも此の言葉を引いて自己の說を證明したのである。此理を縮少して見れば家に於ても當然の順序であつて、婦人及び子弟に對しての教育も之を準備することを考へねばならぬ。

婚姻は家族の基礎であるが、男子の教育のみ高くして婦人の教育が皆無であつたら、家族の基礎は薄弱である。妻が良人の思想を理會せず、良人の行爲を理會せず、良人の苦樂に同情せず、斯くの如くにして奈何んぞ其家に幸福があらうや。男子の働きと婦人の働きとは各々專門の方面あるが故に、男子の教育と同じ程度の教育、同じ種類の教育を要求するのは實際に適せずと雖も、少くとも妻は良人の思想と行爲を理會して其苦樂に同情するだけの教育を必要とする。其の歡樂する處に共鳴し、勞苦する處に同情する事が出來たら如何に相方の感情が協調するであらうか。一家の幸福は如斯情操より來るのである。其の子女が相當な年齡に達して相當な教育を受け、其家の實際の大要を理會し得るならば家長の勞苦は大に減ずるのである。若し之れがなければ父母も子女も甚だ困難の逕路に踏入らねばならぬ。

□夫妻相疑ふの家庭

今事實の一端を擧ぐれば、家計の收支は夫妻共に了會するは勿論、子女も其大體を知る事になつたら、家長が苦しむ處の支出を要求する事は出來ぬ。況んや驕奢に耽るなどの弊は自然に消滅する。其原因が消滅すれば特に之を制止するの必要も起らない。夫が力を勞して家政を維持する時に、妻が獨り放逸怠慢に流れ得る事はない。生計豐かならざる家庭に於て其子女が我儘をいふて父母を苦しむるといふのも、此根源の不理會より沸き出づるのである。時としては消極的節儉のみでなく、積極的に家計を扶けんとする心を生ずるであらう如斯は立憲的に家計を處する人の獨り味ひ得べき情操である此理は生計豐かなる人に於ても同樣であつて、主人が何事も獨り呑込んで其妻に知らしめる事なくんば、夫妻同棲の快樂はない。夫の進退行動に陰影ある如き嫌を生ずるも之れより來る。夫妻の間互に疑ふの卑しむべき考も之れより來るのである。

專制家長の下にあつては貧富を論ぜずして此苦しみが存する。富貴の人にして夫妻の間に他より窺ひ得ざる苦痛のあるのも斯くの如き組織より來る。夫妻互に相疑ふに於ては其間に成長する子女に公明純愛の性情を養ひ得ざるは自明の理である。且つ富める人の妻が此點に於て其夫の行爲の陰影を感ずる時も、家族制度が專制なる爲めに之れに向つて口を入れる事能はざるが故に、溫和なる妻も終始不滿の念を胸中に抱きて憂愁鬱悶の人となり、溫和ならざる者は更に之を外に現はして軌道を逸するの行爲となる。假令其の品性の上に外に現はるゝ程の不德はなしとするも、自己の不快を金錢の浪費によつて癒さんとするに至る。併し乍ら如何に金錢を浪費しても、金錢を以て償ふ可きでないから快々として不快の人と

なり、家庭は陰鬱の光景を現はして夫は外に向つて其和樂の缺乏を慰する事となるのである。茲に至つて家庭は混亂の端を發する。其の子女に及ぼす影響果して如何。其害毒や實に想像の外である。

□立憲政治の基礎

近時また社會の一問題となつてゐるのは、不良少子女の事である。稍々家庭觀念の進歩せる國に於ても物質供給の不足の爲め、父母自ら子女を養育する事が出來ず、甚きは父母を知らざる子女が社會に放浪する。是等は不良少子女の社會を苦しむる原因であるが、我國に於て更に之れより切實に識者の心を動かす事は中等以上の社會殊に名門富貴の家に頻々として不良少子女を出すといふのは、日本に於て特有の現象である。之れが爲めに不良少年を收容する場所が年一年と不足を感ずる事となつて、今回國立の感化院迄現はるゝ事となつたのは如何なる悲慘事であるか、思ふに外に現はれぬ富貴の家庭に我々の想像以上に不良少子女の多數なるべきは、社會組織の上に最も危險を感ぜねばならぬ。

此點に於て表に現はるゝ處の政治の問題以外に政治の根柢を薄弱にする原因があるのではあるまいか、原因とは何ぞや曰く公人として立憲思想を鼓吹し自由平等を主張する人が、私人として其家に一大缺點があることである。富貴も權勢も之を癒す事が出來ない。唯純潔なる思想と公明なる行爲と、家庭を訓化する處の家長があつて、始めて立憲思想が家に漲り、家族が其處を得る一方法あるのみである。如斯は獨り不良少子女の事のみでない、少年子女の自殺や、離婚の悲劇や、あらゆる社會的罪惡、國家組織を危險ならしむる處の社會的病毒は、皆此の家庭の缺點を曝露する事實に過ぎない。觀じ來れば、君子不出家而成敎於國。の古言も、現代の思想を以て解釋する事が出來る。家庭と國家は同種類の組織にして唯大小廣狹の差別あるのみであるから、道理は一貫して居るので區別あるべきでない。是れを要するに專制的家族制度は人格を基礎とせざる制度である。家庭に各人の人格の自由發展を阻止して、國に自由民本の立憲政治が行はるべきでない。我國の家族制度は既に改善せらるべき時期に達してゐる。

茶ばなし

東京市に酌婦税問題が持上つた。市當局の主張では「現在に於ける東京府の財政は餘り豐でもないので、凡ての者に税を課して辛つと府政を維持して居る今日酌婦だからと云つて税を課せない譯には行かぬ。一口に酌婦と謂へば收入も確定して居らぬけれども、中には隨分多額の收入を得て居る者も鮮くはない。だから他の均衡上何うしても課税せなければ社會に對して不公平な取扱ひを爲す事になる譯で止むを得ない。」▲處が茲に東京茶屋同盟組合といふ一團が端なくも反對し出した。其理由が頗る振つて居る「往年東京府が給仕税の下に今回と同樣の徵收をしたが、反對の聲が高いので遂に中止して了つた。然るに今回又もや本税を復活させるのだが惡税は何處迄も惡税だから甚だ不都合な事だ」と敦圍いて居る▲而して全國中靜岡と茨城も反對にあつて直ぐ中止した抔とお間違の議論に花を咲せ乍ら目下運動中ださうな▲若し其筆法で此世の中が通るなら事は頗る泰平無事だが、輿論が承知せまいといふ者がある▲が肝腎な風教の方面を考へぬのは全く遺憾の極である

社會上より觀たる家族制度

貴族院議員
法學博士　山脇玄

□女子教育に於ける思想の混亂

此頃よく世間に起る結婚問題や姑嫁問題や繼母子の問題に對しても、先づ我國は家族制度か家庭制度かといふ根本を問はなければ、正當な判斷を下す事は出來ないと思ふ。

家族制度に於ては、父母を同うする兄弟姉妹等が父母の愛護の下に相寄り相扶けて合同生活を營む團體を家といふ。然るに家庭制度では、夫婦及未婚の子女が家庭を作る丈けで、家といふものを法律は認めない。而して家族制度ならば家長が絕對の權利を持つと同時に、納稅や公役の義務を負ひ、他に幾組の夫婦が同居しやうとも、丁年以上の子弟が居らうとも、何の權利もないかはりに義務もなく、從屬の地位に立つべきである。然るに家庭制度ならば夫婦が一家の中心となり既に丁年以上に達したる子女等は、各獨立の權利もあれば義務も負はなければならぬ筈である。

今試みに我中等教育に於ける女子修身教科書を播いて見ると、次の樣な事柄が敎へられてある。

一、夫の撰擇は我國良家の淑女は父母長上に任せて己の意見を述べざるを常とす

二、祖先の遺業を繼ぎ子孫を養育し家產を治め家名を發揚する等、凡て夫婦の共に負ふべき責任なり。

三、女子は一旦他家に嫁せば能く舅姑の指導に從ひ、我家の舊を捨てゝ新家風に馴れ、努めて之を維持する義務を有するものなれば、深く家風に意を用ひざるべからず。

四、それ夫婦の緣は愛情によりて繫がれ、愛情の根底は相互の貞操に存す。蓋し貞操の純潔なるは愛情の他に移らざるを示す所以にして、之なくば夫婦の和合すべき意義を失ふものといふべし。故に貞操は夫婦間に存する一切道德の基礎なりといふも、過言にはあらず、從つて男女によりて其輕重を分つべき道理ある事なし。されど國の組織は家族制を基礎として特に血統を重んずべき國なるが故に、妻なるものゝ貞操は國家に對して一層重要なる意の存する事を知らざる可からず。

五、假令舅姑が怒りに任せて激しき言語を放ち、[illegible]き所業をなす事ありとも、それは少しも怨まず怒らずして、快く之に從はゞ如何につれなき人々なりとも、遂に其態度を改むるに至るべし、こは世の例に徵して明白なり。

之等の事項を玩味すれば、我國の夫婦關係の家族制である事は明白である。併し同時に其家族制は實際にあつては決して昔の儘ではなく、家庭制度を多分に加味して來たのである。前に揭げた修身書の事項を見ても、夫の選擇は父母長上に任すべきものとあるかと思へば、又夫婦の緣は愛情によつて繫がれなければならぬといふてあり、更に血統を重んずる上に特に女子にのみ貞操を强い或は舅姑への絕對服從を要求する

等、一見思想の混亂を免れぬ。

□公法上に於ける戸主權の滅亡

又實際の社會に於ても家族制度即ち、今日の法律用語で言へば戸主制度は公法上に於ては今や既に沒落して了つた。昔は國家の公務に任じ納稅兵役の義務に服するものは戸主のみであつて、家族は之に與る事が出來なかつたのである。尤も家族が賦役に應じたり、兵役に出でたりした事はあるが、之は戸主の從者又は其手足として、唯手足として從事したのである。然るに今日では文武官其他公職に任ずるの權能は憲法によつて平等に一般臣民に保障せられてゐるのであつて、戸主と家族とによつて何等の相違はなく、納稅兵役の義務と同じ事である。又昔は戸主が家族を殺しても罰はないが、家族が戸主を殺した時は極刑を以て罰せられたのである。然るに現行の刑法は如斯區別を認めないで、戸主と家族とに對して平等である。昔は一家內の事は戸主の專斷に委ねて國法は敢て其間に干涉しなかつたのであるが、現行の國法は直に個人々々の頭上に其力を及ぼすのである。今日は國憲の作用が益々整頓して來たのであるから戸主は公法に於ては殆んど其存在を認められなくなつて來た。選被選權なども戸主と家族との間に些かも區別を認めないのである。故に今日の戸主制度は、專ら私法上戸主及び家族の關係に於てのみ存在してゐるのである。

□私法上に於ける權利義務の變化

然るに私法上に於ける戸主の地位といふものも、昔時に比して極めて憫然なものである。戸主の權利義務の重要なるものゝ內、權利としては家族の婚姻養子緣組等に同意を與ふるの權利、家族の居所を指示するの權利であり、義務としては家族を扶養するの義務である。戸主が家族の婚姻養子緣組に同意を與ふるの權利は、或は一家の秩序を保つ上に於て必要なる事あらんも、若し戸主が自己の私情に任せて之を行ふ時は、徒らに家族の自由を拘束し、之を苦しめる人に過ぎざる事になるのである。又戸主が家族の居所を指定するの權利にしても、戸主が家族を苦しめる爲めに之を用ふる事が出來るのである。次に戸主の扶養義務は殆んど空文であつて戸主が單純に戸主たるの資格のみに於て家族を扶養する事は殆んどないと云つてよい。なぜといふと夫婦親子兄弟姉妹の間には互に扶養の義務があるからである。故に戸主が家族を扶養する場合に於ても、大抵は戸主家族の間に夫婦親子兄弟姉妹の關係があるからであつて、戸主が全く之等の關係なき家族を扶養する事は極めて少いのである。從つて戸主が家族を扶養する義務といふものは、殆んど空文に近いといふ事が出來る。

終りに祖先の家を廢せざるの義務であるが、之は元より廢せないで濟む事であるならば、廢せない方が好いに定つてゐる。併し正當の理由ある場合に於ては之を廢しても差支ないのである。故に繼續といふ事は絕對的必要といふ譯ではない。

□家族制度癈頽の原因如何

されば戸主制度は益々癈頽の運に向ひつゝあるのであつて

其理由一にして足らないが、其重要なるものを擧ぐれば先づ

第一、家族が財產を所有する事を得るに至つた事である。昔は家族は財產を所有する事が出來なかつたから、戸主の權力に服從して居たのであるが、今日では家族も獨立して財產を所有する事が出來るので、何を苦しんで戸主の專制の下に立たんやである。

第二に戸主の專制といふ事が今日の自由制度の精神と相容る〻事が出來ない事である。

第三に職業選擇の自由が認められる事になつたので、家族は各々自由に職業を選擇して四方に離散する事になるから、戸主制度の舊型を保つ事が出來なくなるのである。又大光明が次第に發展して家族と團集の生活を營む事が困難になるといふ事情である。

第四に戸主制度は不合理不人情の制度甚だ多く含んでゐるが、之は戸主制度を必要とする特別の事情がある場合に於ては尙之を忍ぶけれども、其特別の事情の消滅して了つて人々の正當なる情理を欲求するといふ事になると、戸主制度の內に含まれてある不合理不人情の制度は自ら壞敗せざる事を得なくなるのである。其の不合理不人情の制度といふものを一々茲に說明する遑はないが、其重大なるものを明言すれば繼父母と繼子とを血統の親子に準するが如き、家の存續の爲めに戸主若くば家督相續人の婚姻自由を抑制するが如き、庶子の身分を認め、從つて暗に蓄妾を認容するが如き、養子制度の如き、隱居制度の如き、殊に長男の全財產相續を主義とする家督相續の如きものが、皆之れである。

□家の婚姻と人の婚姻と男女道德

尙婚姻に就て今少し詳しく云へば、現行の婚姻とは一家安全子孫繁昌の爲めにするもので、つまり婚家の存續を目的とするものであるから、當事者の幸福を主とする譯ではない。一家の地位系統財產、職業、或は時として、政略等の爲めにするものである。それであるから婚姻の對象は個人でなくて家である。殊に女子に對して此道德が強く要求されるから、相愛の自由などは全く奪はれてゐる。だから夫婦關係が兎角面白く行かず、相互の精神もよく理解されてゐない、從つて男は他の女に關係をつける事があつても、世人は之を咎めもせず社會は之に制裁を加へもせぬ。夫故益々男女の關係が正解を得なくなり、不品行は男子の特權で奴隷となり玩弄物となるのは女子の因果と諦める事になる。斯かる關係がまだ全く過去の仕方に屬しないで、現在にも可なり勢力を持つてゐる。之は我家族制度の長所であると說いて之が維持に努める人達は未だ仲々數多くあるが、斯かる人達は其の長所を說くに止めず、其短所を改良する事にも意を配つて欲しい。

□戸主制度に於ける家族の地位

學者或は戸主制度が祖先崇拜の美風を維持し、一家の爲め犧牲となる獻身的精神の養成及び日本の强國たる所以に與かつて力あるは之れ我國體の精華で、世界に冠絕する樣に考ふるも、之れ大なる誤りである。祖先崇拜に就ては家族制は癈

賴するに任せても國民の宗敎心、道德心にして消滅せざる限りは尙長く行はるべく、犧牲的精神の養成に就ては家族制の團體によつて養成さるゝ道はなくとも、一家團體よりも更に大なる團體によつて養成さるゝの道がある。我國の强國たる所以は家族制のみによるに非ずして、他に武士道の如き國民の先天的勇敢死を恐れざる性質を供ふるものがあるによるのである。又我皇室は戶主制度に基くといふ如きは畢竟公法私法を混同し國民性を無視せんとする議論で取るに足らぬ。

往昔戶主制度が發達の長上に達した時代にあつては、地方未だ國家組織が整はず社會制度が完備せざるものあるの事實と相俟つて、家が有する權利と任務とは頗る重大なものであり、家は家族に對して財産を專有し、物質上の與奪の權を有するのみでなく、敎育の事より警察司法の一端迄も之を掌握してゐたのである。敎育に於て一家の子女を國家が擔任するに至つたのは比較的近時の事で、其以前は全く家の長たるものゝ任務とする處であつた。而して又警察司法の事も大抵時の諸侯なり幕府なりが之を行つたけれ共、而も尙其一部分は之を家長の權力として認めて居り、家長は必要に應じて家族に對する警察取締をなし、又司法的制裁をも行ふを得たのであり、然も家族に對して體刑を行つたり甚しきに至つては其生命に對してすら與奪の權を振つたのである。

斯かる狀態であつて此の家長的制度にあつて、婦人の地位は甚だ低く、其境遇は憐むべきものなるを常としたるのみでなく、未開の時代は殆んど一個の財産として取扱はれたのである我國武家時代に於ても尙隨分家長は家族特に婦女子に對しては權威を揮つてゐたので、今日之を演劇などを見ても其一般を察する事が出來る。甚しきはお主の爲めと云ふて妻や娘を殺す場合もあれば借金につまりて娘を遊里に賣るの悲慘事もある。併し右等の如き家、及び家長の任務、權利、權力とは世が發展し國家組織が整備し社會制度が具備するに至ると共に輕減せられ、褫奪せられて來るのであつて、其多くは國家社會に歸して了ひ、家族の權利と自由とは漸次に認められ伸張されて來た。

□舊き形態に對する新しき要求

元來我國の家族制度は源平時代より其發達の長上に達し、武家時代を通じて長く其命脈を維持し來つたものであつたが維新以後國家組織が整頓し、社會制度が完備し、法制が整備となり、其運用が圓滑となり經濟組織に於ても國民經濟組織が出來上り、敎育其他の設備も遺憾なき發展を遂げ得たるが爲めに、從來の家族制度は頗る其意義を失つて來た。然るに實際に就て見れば依然として家なる觀念が尊重せられ。家系を尊び位牌を神聖とし、家督相續が行はれ、家長としての戶主の制度が維持せられ、一家內には數代に亘る夫婦が同居して居り、親は老いては子に賴らんとし、子は靑年に達するも多くは親の脛を嚙る等、未だ頗る家族制度の實質を供へてゐるのである。けれども又一方に於ては今や强大なる進化の勢力の顯著に現はれ來れるものがある。敎育ある若き靑年男女は結婚すれば大抵出でゝ別に家をなす者頗る多くなり、形而上に於ても精神上に於ても今や次第に脫化の機運の熟し來れるものあるを否む事が出來ぬ。

我國の家族制度の現狀如上述ふるが如く本質に於ても尙依然と存續してゐるのに、之に反對する新しき批評又は要求が現はれ來つて其間鬪爭が段々激烈とならんとしつゝある事は、云はゞ之れ當然至極の事である。卽ち舊き形態に對する新しき要求が現はれ來つて、兩者間の矛盾衝突を見るといふ事は、古き形態が旣に

現今の時勢に適合せざる部分を生じて來た事を意味するのであつて、若し舊き形態が嘗て舊き時代に於て、宛も其時代の要求する處に適合したやうに依然として今日も尙よく現下の時勢の要求する處に適合するならば、何も新しき要求との間に矛盾衝突を見る筈はないからである。

歐洲諸國に於ては國家組織も出來上り、手工業は變じて工場工業組織となり、近世の國家と現代の國民經濟組織とは其の構成の單位を個人の上に置く事になつたからには、家族制度も又時勢に應じて個人本位の家庭制度となり家庭生活をして多くの矛盾と煩悶とを無からしめたのである。(近來瑞西、米國、獨逸、佛蘭西等に一種の戶主權、家產の制度を設けたるも、之等は自ら別論に亘るを以て玆には省略す)然るに我國の狀態は歐米よりは一時代遲れてゐるのであつて、歐米に於ては疾くの昔に成し遂げ得た家族制度上の變革を、現今に至つて漸く行はざるべからざるの機運に迫まられつゝあるのである。卽ち我國に於ても一般政治經濟の狀態や、社會各般の事情は、維新以來長足の進步をなして、今や多く歐米の程度に劣らざるに至りたるに不拘、家族制度の方面は尙依然として昔時の實質を維持し玆に現今之を見るが如き矛盾衝突を生じ、國民を擧げて之が爲に苦しめられつゝあるのである。

□家族制度問題の解決

されば此の紛糾錯綜せる家族制度上の問題が如何に解決せらるゝであらうか、此問題は決して難解ではなからうと思ふ。問題は實は頗る簡單であつて、答はたゝ當然時勢と共に發達し變化すべきものが今や正に變化せんとするのであるから、偏へに之を自然の進行に放任せよといふ事の外に出でぬ。卽ち方今我國に於て家族制度に關して顯著なる動搖の感ぜられるのは、今尙維持せられてゐる家族制度が、時勢の進展に促がされ、將に崩壞して新なる形態に變遷せんとし、其趨勢が年と共に益々開展し來れるが爲めである。其風潮をして自然の推移に放任して置けば、やがて家族制度發展の理法に從ひ、今日の時勢に適應した新なる形態の出來上り、玆に動搖は止まり、問題は自ら解決せられるは疑ふべからざる事である。而して其新なる形態が如何なる具體であるべきかは之亦明な次第であつて、やはり發達の順序に從ひ歐洲に於て之を見たるが如き家庭制度となるの外なく、卽ち歐米の如く夫婦本位の下に未成年の子女を以て成る制度を見るは火を見るより明かである。

由來我國にあつて現在之を見る家族制度の半病的狀態を以て、頗る尊むべきものとし、所謂家族制度なる名の下に其の美點を數へ其功績を並ぶるに汲々たる識者論客あれども之は前述の樣に、昔日の時勢に於てこそ頗る効能ありたるものなれ、今日の變化せる時勢の下にあつては寧ろ害あつて益少きものであれば、之を變更せんとして、之を崩壞せんとする趨勢の下には、自然の儘に變遷せしめ、崩壞せしめるに吝ならざる覺悟をしなくてはならぬ。然るに固陋の偏見に囚へられて、家族制度の維持を唱へ其持續策を講じて見た處が畢竟人を惑はし世を誤まるに過ぎないのであるから、宜敷速かに事理の當然を案じ、將來を洞觀して時勢の變轉に應ずるべき覺悟を定めなければならぬ。

經濟上より觀たる家族制度

早稻田大學教授
廓清會副會長　安部磯雄

▼親族制度の弊害

昔は、日本で家族制度といふけれ共、も一つ密接の關係のあつたのは親族制度で、一個人の獨立或は人格といふ樣なものが、家族制度によつて破壞されて居つたと同樣に、親族といふものが家族に壓迫を加へる、親族の許しを得ないと家族の考へた事も實行することが出來なかつたのである。

さういふ樣な事が經濟上にも及んで來た。日本では外國の樣に慈善事業の發達しないといふ事に就ての説明に、日本では親戚で互に養ふから殆んど慈善事業の必要がないといふ人さへある。これも一面は確に事實であると思ふ。併しこれが我々の家族に非常な重荷となつてはゐないであらうか。大概の家族で親戚の世話をしない者は稀である。幸にして若し相當に暮してゐる者があるならば、それを頼りにし喰ひ物にする親戚が必ず少くない。

これは我々家庭の改良をして行く者の餘程考へなくてはならぬ點で、又此の點に關して我々の思想が一變しなくてはならない。どうも今の人の考は自分が困ると親戚がどうかして呉れるだらうと考へる。若し親戚中に好い叔父さんがあるとか、叔母さんがあるとか兄弟でもあると、それを頼りにするといふ事が非常に多い。故に成功してゐる人には非常な重荷が反面にあるのである。之は家族制度の一つの弊である。

▼家族主義と獨立自助の精神

勿論餘裕のある人が人の爲めに相當の助けをするは當然である。外の人に對してやる位なら況して親戚を補助するのは當り前である。併しそれは助ける方の人から助けるのが當然といふのであつて、それを助けられる方が助けるのを當り前の樣に思ふといふのは、實に考が圖宇々々しい。親戚だから助けて貰ふといふ考は、餘程舊式の考へであるから、それを我は打破つて行かねばならぬ。若し權利として助けて貰はねばならぬといふて來るでないならば、餘裕のある人は之を助けて行くといふ事は人間の美しい情である。いくら我々が個人主義だといふて、人の事を構はぬのはよくない。たゞ向ふから助けられるのを當り前と思ふのは、助ける方も不愉快だし社會から考へても決してそんな權利を認むべきでないのである。で之れを打破するのは私共が家族主義の思想を根本から改める必要がある。

我々の一家族に就ても我々の經濟的方面が面白くない樣に思ふ。第一は親が家族主義の時には身代を子に讓る、それから先は子の世話になるのであるが、それはまだしも、此思想の弊は兎に角親は子供に養はるべきものである。子供を養育したのだから今度は子供に養はるべきものだと考へる事は今日の家庭組織がよくないのである。子供の敎育は親の義務で恩を返して貰ふといふ考を持つ可きでない。子供の方から親を助けるのは當然だが、親から要求すべきでない。

▼經濟的獨立準備の必要

權利義務を放れても親が子供に養はれるといふ事は、幸福でない。泰西諸國のやうに親は自分の爲めに獨立して行かれる丈の財產を殘す事を心がけるでなければいけない。同居しても相當の食料を拂つて居れば、親が子供の世話にならずに獨立を保つから其方が愉快で、親が子供と同居して食料を拂ふのは水臭いといふが、食料を拂つた方が親子の間でもよいと思ふ。一切我々は人々の厄介になるといふ考を持たぬ事にしたい。姉が嫁に往つて離緣されて里に返る。兄や弟の世話になるといふのがよくある。これは實に悲慘な事であるが兄や弟がお人好しであると、歸つて來たのを當然の事と考へて家の中に巾を利かせるなどは苦々しい事である。姉や妹を世話しなければならぬといふ事は誤まつてゐやしないか。考へのよしあしよりどちらが幸福かを考へて見ると、決して幸福ではない。

斯樣に考へたならば、今後の家庭は家族が經濟的に獨立し得る者として行かねばならぬ。男でも女でも獨立で行けるやうにするのは當然で、兩親が壯健の間は子供の世話にならぬ母親ばかりになつても子供の世話にならず、獨立が出來る丈の資格を養ふて置く事は必要である。そしてそれはどちらが幸福かといふと、私は一番左樣な家庭が幸福であると思ふのである。

▼自分の腕以外の物を持たぬ

人間は相方同じ位置に立つて尊敬する時に幸福があるのである。一人でも厄介者がある時は、厄介になつてゐる者も、助けてゐる者も相方不幸である。であるから一家の幸福は凡ての者が經濟的に獨立の出來る位置に立つてゐる事が必要である。無論一家族の者が皆働いて居よといふのではない。併しいざといふ場合には誰でも獨立が出來なくていならぬ。親が子に頼り、子が親に頼るやうでは不可い。

私は親が子供に財產を殘すといふ事も、幸福であるかどうかと思ふ。寧ろ親は子供に資產を殘さない方が爲めになりはしまいか。若し金があつたら敎育に惜し氣なく使つて獨立せしめる方が爲めになる。殊に數百萬の金を子に殘すのは餘程考ふべきで、ほんとうの事を云へば、自分の金を子に殘さずして公共事業に費す、寄附するといふ事にする方がよい。これを私共の家庭の原則として、自分の持つてゐる物は凡て自分の腕で作つたもので、親や親戚から貰つたものでないといふ事に定めたいと思ふ、そして斯うした生活が、一番幸福な生活でないかと思ふ。

家族主義に代る人格主義の社會制度

一條忠衛

□家族制度問題解決の方法

家族制度に關する問題は、吾々日本人に取つては重大なる社會問題の一つである。これを如何樣に解決すべきかに就いては、等しく世人の焦慮する所であるが、今日まで我が國人の先覺者間には既にこの問題を攻究され、色々の著述を以つて解答されて居るのである。けれども其等の解答によれば、專ら過去の哲學觀道德觀若くば經濟觀法律觀を以つて研究の道具に當てられて居るので、日進月步の時代思潮に基いて、新しい合理的の研究方法に依つて試みられたものに接しない余の所見によれば、此の家族制度問題は極めて復雜した社會問題であるから、之れは單に經濟や法律や或は哲學や道德の一局面から論斷したゞけでは解決を期することが難いので、其等の全體から通覽して、社會學的に歸納し、然る後にこれを統一する人生問題の上から最新の倫理學說に基いて斷案を下さなければならぬと思ふ。それで問題解決の第一方法としては、余は先づ家族制度の起原から研究しなければならぬことを主張したい。家族制度は如何なる起原を有し、如何なる發達を爲して來たか、又それは將來如何なる運命に遭遇すべきものであるかを社會學的に豫見する所が無ければならぬ。それから問題解決の第二方法としては、此の家族制度を肯定して此の制度上に思想を統一して學說を組織した謂ゆる家族主義なるものを研究して、その主義の下に說明されたる社會制度の如何なるものであるかを明にせねばならない。それから家族主義と密接の關係があつて、殆ど一身同體とも云ふべき國家主義若くは軍國主義なるもの丶立脚地をも明にせねばならない。次に問題解決の第三方法としては、家族主義專制武斷主義の羅馬帝國に反對して個人の尊嚴を主張し、自己の覺醒から發達した、謂ゆる個人主義なるものを研究しなければならない。特に自由平等博愛の近世史的意義を鮮明にすることを忘れてはならない。それから個人主義と一身同體とも云ふべき社會主義又はその極端なる無政府主義をも計算から漏らしては宜しくない。斯樣にして家族主義と個人主義との性質を審查して、其の異同を辨知し、この二主義に附屬する一切の分派末流の思想をも系統分にして、其の利害輕重を判ずれば、從つてその長短が明かになり、必ず茲に當然の結果として第三の學說が生じ、最も理想的なる主義が描かれ、この第三主義によつて始めて家族制度問題は解決の斷案を下

されるのである。さうして其後はこれを實際の社會制度に適用して、或は政治上より或は經濟上より或は敎育上より、一歩々々廓清して行くと云ふ實行手段に俟たねばならぬことになる。余はこの第三主義を人格主義であると主張するので、

最近に於ける一般の倫理學者又は法理學者によりて異口同音に提唱されて來て居る。こゝでは單にその梗概を述べるに過ぎないので、佶屈聱牙な言葉遣は成るべく抄略して、眞に世話淨瑠璃の一夕を辯じ上げるくらゐの程度にして置きたい。

□家族制度の起原

生物學の研究によれば、人は生存と生殖といふ二箇の要素によつて成立して居る。この二箇の根本動向によつて人類の間に種の繼續があり、文明の進展がある。人類はこの二箇の欲求を實現する爲めに、實に男女の婚姻と云ふ形式を取つたのである。自然はこの男女の婚姻を以つて人類造化の源泉と爲し、國家社會の濫觴を爲した。それで男女の婚姻は吾々の社會制度の上には最も重大なる影響を有し、社會制度の變遷は全く男女婚姻の發達史を語るものである。それで之れを社會史學から研究して見れば、人類の原始時代に於ては實に團體婚姻の亂婚狀態であつた。一團體の男女は雜然たる野獸的な生殖關係を結んで居た。親子相婚し、兄弟姉妹相婚し、數人の兄弟が數人の妻を共有し、數人の姉妹が數人の夫を共有すると云ふ有樣であつた。それで當時に於ては彼等の團體は首として血族から編成されて居た。たまには血族外から女子を掠奪又は贖買して來て己が妻妾とすることもあつたが、血族婚姻を以て常規とすることは實に彼等の習慣であつた。斯様にして幼稚なる人類はその男女關係に於ては、彼等の屬して居る團體の異性とのみ性的關係を結び、團體以外の異性とは交通しない習慣に於て一種の男女道德を有して居た。そして其の團體は血族觀念によつて保たれて居る爲めに、その團體内に生れた女子はその團體に屬し、就中その母子の關係は大古の幼稚なる蠻民にあつても最も認別し易い唯一の方法であつたが故に、こゝに母系氏族の制度を生じた。その結果として母子の間や同母の兄弟姉妹間には性的關係を好まぬ人情が生じ、從つてそれを禁止する道德も起きて來た。そこで團體婚姻は次第にその範圍を縮少されて、團體内に異性の不足を呈した。これが爲めに掠奪結婚や賣買結婚が益々盛に行はれた。さうして掠奪や賣買に關する勞力又は出費を肯認することから、所有獨專の思想を生じた。男子が女子を所有獨專するに至つて、初めて父系氏族といふ現象を呈した。即ち男子は自身の子を認知し得る制度を設けたので、その結果として父子の明瞭なる血族關係を生じた。そこで父子の間又は同父母の兄弟姉妹間には性的關係を好まぬ人情を促がし、隨つてこれを禁ずる道德思想も生じた。その結果として團體婚姻は益々その範圍を局限されて、今や昔日の亂婚狀態を許さぬ時代になつた。

斯様にして人類は團體婚姻の間に於て、母系氏族又は父系氏族を生じて、血族關係を規定するの方法としたが、それが實に氏族制度の濫觴であつた。自己の氏族によつて團體を作り、共同の經濟生活を營み、共同の政治的攻守同盟を爲して行くには缺くべからざる手段であつた。漁獵民族に於ても、

遊牧民族に於ても、農耕民族に於ても、數多の氏族から成立して、或は母系制により、或は父系制により、或は母權的母系制により、或は父權的父系制により、氏族の祖神を祭り、氏族の首長を設け、氏族制度の發達を促がした。そして其の婚姻關係に於ては、母權的母系制の民族には一妻多夫の現象を呈し、父權的父系制の民族には一夫多妻の現象を呈した。斯くして自己の氏族のために土地の私有制度が起り、多くの莊園を有し、氏族と氏族とに權力の爭を生じ、こゝに封建制度を誘起して、天下は腕力と經濟的侵略の軍政的世界となるに及んで、氏族と氏族とは政治的攻守同盟によつて經濟的生活を營むに至つた。そこで男子の勢力は頓に強大なるものとなり、一男子を中心として小氏族に分裂し、こゝに父權的家長制の大家族制度を生じた。男子は一家の戸主として家族の長となり、家族員は家長の物品となり、家長は家族員に對して絶對の權力を有し、生殺與奪の權を有するに至つた。そこで男子は一家に於ける立法者となり、行政官となり、司法官となり、經濟の代表者になつた。これが爲めに、社會的には專制の王侯を生じ、家族的には專制の男子を生じた。是に於て男女の婚姻關係は擧げて男子の意志によつて支配され、女子は男子の奴隷となつて犧牲を拂ひ、その權力に服從して、阿諛便嬖を以つて生存の原理としなければならぬ世の中になつた。そして家族的生活の維持と、祖先と後裔との血族的連絡の爲めに、正妻を迎へ、更に副妻を設けて豫備の用に供し更に家長權と經濟力とを濫用して、女色のために數多の妾を畜ふ習慣になつた。そして之れを經濟的に畜へ得ない男子の爲めには、社會的に藝娼妓の制を設けて、こゝに一夫多妻の制度を生じたのである。妻妾を列べ置くことは道德上正善の行爲となり、妻妾は姉妹の好を結んで與に良人に仕へ、嫉妬を愼み、貞順を以つて婦德の隨一とするに至つた。又た一方に於ては親夫婦と子夫婦とは一家に同居して僅かに一枚の襖を距てゝ寢起して居るのだから、姑嫁又は舅婿の間には感情の衝突を來たし、爭鬪を招き、一家の平和を保つには甚だ困難なる社會を呈出するに至つた。殊に我が國に於ては養子緣組の習慣があり、繼親子の同居が行はれるから、彼等の生活關係は適親子の場合に於ける孝道を以つて律せられ、甚だ不自然なる生活を爲して居る。又た我が國に於ては藤氏平氏源氏の如き、近くは北條氏德川氏の如きは、自己の氏族を率ゐて天下の權柄を執り、農工商の民を驅使して豪奢を極め淫逸を恣にしたのである。然るに西洋に於ては、爾來王侯貴族の專制治下にあつて、虐政に惱んだ生靈は、飜然として個人の覺醒に達し、或は宗敎上の運動となり、或は自然科學の自由討究となり、或は經濟的には新大陸の發見となり、或は政治的には佛國革命となつて、封建制度はこゝに崩壞して歐洲の天地から一掃された。從つて封建制度の一機關として永らく股肱の役を勤めて來た父權的家長制の大家族制度も、諸共に崩壞して、個人を以つて生活の原基と爲し、一夫一婦を以つて小家族制とするに至つた。

かくて我が國に於ては夫の黑船の訪問により開港となり、續いて世界の趨勢に餘義なくされて廢藩置縣となるに及んで封建制度が瓦壞し、帶刀を奪はれ、ちよん髷が切られ、憲法

が發布され、民法が制定されて、一夫多妻を許さゝることに成つた。而して近く西洋に於ては、佛、英、米の間に個人思想が極點まで發達して、殆ど家族主義の形影だも認めることが出來なかつたが、獨り獨逸及び露西亞の一角にはその痕跡とも云ふべきものが伏在して居た。それは一部の王侯貴族を中心として軍國主義國家主義の思想が極端に發達して、其の間に家族制度に於ける戶主と家族員との關係に準ずべき氏族的な主從的な教育が施されて居たことである。然るに今回の歐洲戰爭によつて、先づ露西亞に革命が起り、王侯貴族は野に下つて一平民となり、共に露西亞國民たる光榮を擔ふことになつて、佛、英、米の民主國と同じ軌道を進まんとして居る。さうして露西亞國民なるものは其の自己の種族を保たんが爲めには、獨り家族的に自己の一族郎黨を引き具して戰場を駈け廻つたゞけでは到底その目的を達することは覺束なく遠く日本と云はず米國と云はず世界の同情援助を受けて始めて其の目的を實現し得るのである。然るに獨逸に於てはカイザル一族を盟主として飽く迄も一大家族的に團結して、軍國主義のために過られ、無辜の生民を殺し、無慮の國財を費し殆ど心中の覺悟である。我が國は幸にして東半球の一島嶼であつたが爲めに、戰場の巷となるを免れて極めて平和な生活を送られて居る。唯だ正貨の增加により兌換劵の膨脹を來たし、物價の騰貴を招いた位に止つて居る。けれども歐洲戰爭後に世界の平和となり、聯合諸國の戰捷とならば、必然の結果として世界の大勢上から平和主義となり世界主義となり、利己的な軍國主義國家主義なるものは撲滅され、これと腐緣を結んで居る家族制度の諸國は一大危難に際會し、假裝敵として天下の指彈を受けぬとも限らぬ。然らば家族制度なるものは果して天下に敵視せらるゝ危險性を有するや否や。これは殊に一大家族制度を以つて任ずる吾々日本人には緊急の大問題であつて、之れを解決することは國防外交の第一要義である。それには先づ自國民の奉じて居る家族主義と佛、英、米諸國民の奉じて居る個人主義とを對照して、それに依つて作られる社會制度の優劣を論究した上で無ければならぬ

□家族主義の社會制度

さて家族主義とは如何なる學問上の主義であるかと云ふにこれは主として倫理學上の學說である。蓋し倫理學の根本概念は至善といふ概念又は人生の目的といふ概念である。吾々の道德的生活は人生の目的に向つて、至善を追求することである。然らばその至善と云ひ人生の目的と云ふものは果して如何なるものを指すのであるかと云ふことになると、其所に學說上種々の立脚地を生ずるのである。けれども其等を系統的に分類して見れば、結局は快樂說と合理說と完全說との三種になる。そして利己主義、利他主義、愛他主義、四海同胞主義、博愛主義といふ學說は第一種の快樂說に屬することになる。克己主義、嚴肅主義、禁慾主義といふ學說は第二種の合理說に屬することになる。幸福說、自我實現說、人格主義といふ學說は第三種の完全說に屬することになる。そして此の完全說には快樂說系統の完全說と合理說系統の完全說と、その調和者としての人格主義の完全說との三種ある。又た此

の快樂說合理說完全說の三派を通じて、個人を中心として至善又は人生の目的を論定するものと、社會國家人類を中心として至善又は人生の目的を論定するものとの二種類ある。さうして最後の完全說に於て、個人の完全福利を目的とする學說が謂ゆる個人主義 Individualism であり、社會人類の完全福利を目的とする學說が普遍主義 Universalism である。さうして此の普遍主義の一類であつて特に種族及び國家の完全福利を目的とする學說が國家主義 Nationalism 又は軍國主義と謂はれ、氏族の完全福利を目的とする學說が家族主義と謂はれる。この家族主義といふ學說は西洋人の取扱ふ倫理學には無いので、專ら明治年間に於ける我が國の學者間に主唱せられたものであるから、洋語には適當な詞がない。さうして此の家族主義は我が國に於ては直ちに國家主義軍國主義と相提携して一身同體になつて居る倫理說であるから、世界の萬邦を探して見ても之れを正確に飜譯し得る詞がないのである。

以上は西洋倫理學者の未だ知らざる我國獨特の家族主義なるものを、强ひて倫理學の系統內に入れてその立脚地を明かにしたのである。丁度、穗積、上杉氏等の謂ゆる日本獨特の憲法學なるものを、世界共通なる憲法學の系統內に入れて遣つて、其の立脚地を批判すると同一の手續である。然らばこの倫理學說としての家族主義なるもの丶內容は何んな具合になつて居るか。以爲らく、我が東洋の社會は家族を中心として發達して來たのである。殊に我が大和民族は古來より一家族を以つて社會の單位と爲し、國家を以つて一大家族を組織して來たのである。乃ち畏くも神代より萬世一系の天皇を戴き、皇室と臣民とは同一の種族より成り、皇室を以つて宗家と爲し、臣民の家を以つて支家と爲し、君臣の分古より定まり、君は臣を愛し、臣は君を愛し、臣民の祖先は皇室の祖先の忠良なる臣民であり、皇室の大祖先は臣民全部の祖先であり、祖先と皇室と臣民との間には切つても切れぬ有機的關係を組織したのである。かるが故に、我が國に於ては祖先崇拜は君臣共通に行はれるのである。卽ち君主がその皇室の祖先を崇拜し又は臣民の祖先たる國家の功臣を崇拜すること丶臣民が自己の祖先を崇拜し又は皇室の祖先を崇拜すること丶は同一の目的の下に行はれ、同一の結果を生ずるので、其の間に何等の矛盾も無く衝突も起きないのである。それで一國の元首たる天皇は皇祖皇宗の遺訓により、祭主となつて祭政を司り、敎主となつて政敎を執り、人民に於ては戶主は一家の相續者として家族員を代表し、君國に盡し祖先の祭を爲し茲に神、祖先、皇室、人民の間に一大有機的關係を作爲して二千五百有餘年の間國家を經營して來たのである。それ故、我が國に於ては崇祖心と尊皇心とは合し、愛家心と愛國心とは合し、乃ち忠孝一致となり、乃ち忠愛一途となるのであるされば子は親に從ひ、親は君に從ふ。家族員は戶主に從ひ、戶主は國家に從ふ。故に吾々大和民族は數多の家族が皇室を中心として集り、義勇公に奉じ、忠愛の赤誠を盡し、命を君國に献げ奉つて、國民的生活の完全なる福利を求めることが出來るのである。これ吾々日本國民に取つては最高の道德であつて、實に萬邦に卓越したる理想である。吾々はかゝる家族主義の社會制度に於て、殆めて金甌無缺の國體を見出し、

その聖代を言祝ぎ、眞に價値ある人生を送ることが出來るのであると。以上は家族主義の梗概であるが、それは果して倫理學說として正當であるや否やを批判するには、先づこれと正反對の學說を揭げて批判の任に當らせ、自ら其長短を豫想させ、最後に新なる立脚地から一大鐵案を下さなければならぬ

□個人主義の社會制度

前述の家族主義と正反對の地位に立ち、普遍主義に對抗して叫ぶものは乃ち個人主義である。以爲らく、至善は幸福であつて、人生の目的はこの幸福を追求して個人の完全なる理想我を求むるにある。個人は相獨立せる單位であつて、この單位が集合して社會を爲すのである。故に社會は單にこれを組成する個人の總和に過ぎない。それで社會が主では無くて個人が主である。けれども個人の雜然として相集る結果は、個人の間に利害の衝突を生じて爭ふに至るを以つて、此の爭鬪を制して社會の平和を保たんが爲めには、各人相契約し相推讓することになるので、其處に道德があり、法律があり、國家がある。先づ個人は絕對の獨立者であるが爲めには神の前に於て自由でなければならない。さうして自由であるが爲めには、有らゆる個人は神の前に於て平等でなければならない。此の自由平等は實に個人の人格の根本原基である。吾々はこの個人の權利を束縛し、無道の義務を負擔せしむる一切の社會的權威を棄てなければならない。先づ信敎は個人の自由に出でねばならない。學術言論は個人の自由に出でねばならない。政治は民衆の代議に依らねばならない。法律は個人の完全福利を目的とし制定されなければならない。家庭は一夫一婦を原則としなければならない。故に個人の完全福利を期し、圓滿なる人格を築く爲めには、其の自己の屬して居る家庭又は國家の制度組織にして若し不都合な場合には、速に之れを改良し、潔く之れを撤廢しなければならない。吾々は個人の絕對價値を向上進展せしむる社會制度に於て、始めて吾々の渴仰する天國を見出すのであると。これは個人主義の大樣であるが、現在の歐米諸國は殆どこの學說の主張する社會制度と同樣の社會制度を有し、益々その發達に向つて傾向して居る。殊に政治法律經濟の上に著しい影響を與へて居る

□人格主義の社會制度

さて普遍主義に屬する家族主義と個人主義とを列べて傾聽する時は、はじめて其所に何者かの準繩に渡され桁杆に懸けられ、長短輕重の程が知らるゝのである。先づ家族主義に於ては種族の團體的觀念が強いために、社會を重んじ國家的生活又は軍國的生活に適して居るが、個人主義にはこの觀念が薄弱なために、此等の生活を爲すには適して居ない。これは家族主義者が好んで誇りとする點であるが、それは極めて皮想な一時の糠悅びに過ぎないものである。先づ個人主義に團體的觀念が弱く、社會を輕んずる傾向の存するのは固より個人主義の短所である。個人主義は羅馬の國家主義家族主義に反抗して個人の覺醒を叫んだことに濫觴するのであるから、個人を偏長し社會を輕んずる反動を生じたのは時代思潮として止むを得なかつたので、今日これ等の弊害に對しては倫理

學者法理學者間には既に救濟策として人格主義の學說を生じて來たのである。それで二十世紀の今日、個人の外に社會を重んじ團體觀念を養成する爲めに、遠く古代に遡つて希臘羅馬猶太若くは是耳曼に行はれた家族的觀念を持ち出させねばならぬと云ふ道理はないので、却つてこの家族思想はこの目的を達するには一大障害物になつて居る。何となれば我が日本國は獨り大和民族のみでは無い。記紀の傳說を以つて日本歷史の眞相を解することは出來ない。國民の中には熊襲の子孫もあり、蝦夷の子孫もあり、歸化人の子孫もある。殊に大和民族と熊襲又は蝦夷との葛藤は實に鎌倉時代まで引續いたので、日本歷史とは全く此等の民族爭鬪史を云ふのである。蝦夷の研究をすれば日本歷史の眞相は知らるゝと云ふ位ゐである。人類學者の研究によれば日本人ほど種族の多い社會は無いと言はれる位である。況して明治に至つては琉球民族、臺灣民族、朝鮮民族を合同したので、今や日本國民なるものは血族的には那邊にも家族たる面影は無く、國家は一大家族たる性質が無いのである。若し此等の種族が同じ領土の上に國家を組織して居る故を以て、大和民族と稱し、一大家族主義を提唱し得るならば、世界の有らゆる種族を糾合した鎔爐壺とも云ふべき北米合衆國は、地球上に於て第一の大家族國であると云はねばなるまい。然るに彼等の社會には斯かる不見識の言辭を弄した學者は一人も居ないのである。飽くまでも個人主義の上に徹底するか、或はその改良說の上に注意して居るのである。それで社會を重んじ團體的觀念を養成するには、家族と云ふが如き血族關係を以て律すべき時代では無く、又た單一の種族的觀念に囚はれて芽出度き國家を夢想して居るべき場合では無い。殊にこの厖大なる日本帝國を統治するには、家族と云ふが如き特殊の觀念では駄目になつたので、もつと普遍的に統一し得る概念が必要になつて來た。然るに此等の事情をも考へずに、大和民族が中心と云ふので一大家族主義を以つて當るならば、これは羅馬の暴政と同一であつて、徒らに反抗者を增殖するに過ぎない。そしてかの閥族觀念なるものは、實にこの家族的團體觀念の變形であつて、源平二氏の爭より明治の藩閥又は今日の門閥、財閥、學閥に至るまで、連綿として繼續して居る。これは個人主義の徹底せる社會には到底想像することの出來ない現象である。

次に個人主義に於ては親子の間に人格尊重の權利は同一であるが、家族主義に於ては尊卑の關係を以て律せられて居る。それで個人主義では親が路頭に迷つて居る場合には子が富豪である場合も生ずるが、家族主義にも之れに劣らぬ弊害がある。即ち家族主義では親が主で子が從である。即ち子孫よりも祖先を重んずるのである。それで子に對する孝の道德が力說されてあるが、親に對する道德が等閑に附せられてある。その結果として、子は親を救ふ爲めに、又は家族員が家を救ふためには、婚期を失するも平氣で、身を遊里に賣るも頓着なく、片腕を切り落さるゝも辭せず、或は生命を全く絕つと雖も喜び勇むのである。日本人の腹切は一家の名譽を救ふ場合に最も多く行はれた。されば親が娘を茶屋に賣り飛ばして自ら孝行娘であると褒め、左團扇で一家の名譽を一手に擔つて居るのも是に原因するのである。隨つて家長權の濫用、親

權の絶對力はみなその弊害としての副産物である。それから個人主義では個人の勞力及び生産は個人の經濟的生活の基礎になつて居るから、勞對報の觀念が發達して、獨立自營の精神に富み、商工業の發達を促がすのである。けれども其の極端に流るゝ場合には利己主義に陷り、貧富の著しい懸隔を生ずるのである。またその反動として社會主義共産主義にも走り、或は虚無思想無政府主義にも陷る傾向がある。然るに家族主義では家族員の勞力及び生産は一家又は一大家族の經濟的生活の基礎になつて居るから、家族員の勞力及び生産は全部その自己の屬する戸主又は守護地頭のものになり、隨つて職業は世襲的に化する。それで個人の間に貧富の懸隔は生じないが、その代り家族員は戸主又は守護地頭に驅使されて奴隷的生活に屈從して居なければならない。その結果は戸主に隱居の惡風を來たし、國主に豪奢淫逸の風を生じ、人民には個人的經濟の無能力者を出だし、依賴心を生じ、商工業の沈滯となり、僅かに政府の命令によつて起つに過ぎない現象を呈する。官尊民卑はその副産物である。次に個人主義は人格の尊重、權利の主張、自由平等の觀念に秀でて居るために、男女の道德は公平に律せられ、一夫一婦の社會制度は嚴然として規定される。然るに家族主義では人格の觀念が薄弱で、權利の主張が無く、極めて差別的であり、隨つて父權的家長制であるから、社會的には男尊女卑となり、一夫多妻の流行となり、遊廓の大繁昌となる。次に個人主義は政治的には民主々義で、立憲代議制に規り、自治の精神に富み、大に法治的である。然るに家族主義は專制主義若くは立憲君主政體である。我が國の家族主義は後者であつて、家族主義と個人主義とを調和させようと圖つた法制であるが、英國のやうに民主的のものでは無く憲法は權力者の御都合によつて解釋され內閣も議會も彼等閥族の私擅するに、任せ人格の觀念が無く權利義務の精神が無く、官尊民卑、男尊女卑と來て居る。

斯樣に家族主義と個人主義との長短を先づ大局の上から批判すれば、家族主義には長所が少なく短所が多く、個人主義には長所が多く短所は家族主義と同一であると云ふことを斷じ得るのである。然らば最も正しい倫理學說はそれ等の長所を集め短所を切り捨てたものであるかと云ふに、さうした御都合のよい折衷的な糊細工は不可能な事である。現今の倫理學說は個人主義の搖籃より出で、自我實現說の舞臺を踏んで今は人格主義といふ立脚地に達して居る。然らばこの人格主義とは如何なる學說であるかと云ふに、先づ人間の至善を人格の實現に置き、その可能性を發揮することに置き、その目的を完成せんとする主義である。蓋し個人と男女家族社會國家人類とは相獨立せる個體では無い。互に有機的の關係を爲して共存的のものであり、利害は相調和されるものである。個人なくして社會なく、社會なくして個人がない。個人又は社會は一身同體のものである。個人は一であつて社會は多である。さうして個人には男性個人と女性個人との別があつてその結合によつて個人も社會も作り出されるのである。それで一夫一婦の小家族は個人と社會との間に介在して兩者の有機的目的を遂して居る。故に個人と社會とは一面に於ては特殊であるが、一面に於ては普遍である。普遍は自己を限定し

て特殊の中に現はれ、特殊は普遍によつて可能となるのである。そこで主觀的に普遍的妥當性が成立して、特殊の對象の上に客觀的認識が生ずる譯である。即ち個人と社會との間には種々の特殊を有するけれども、また同一の普遍を有するによつて、主觀的には同一の規範意識を有し、客觀的には同一の價値認識を爲し得るのである。そこで個人と社會との間にあつて、至善を規定し、人生の目的を律する場合には、同一の道德的規範を以つて生活の原則とすることが出來るので、利害の衝突を避け、而かもその共生共存を全うし得るのである。だから先づ吾々は人格的生活の第一歩として自由意志を以て責任の主體と爲し、之れを出發點と定めるのである。この自由意志に依つて人格の可能性を發揮することに、人生の意義を有するのである。けれども、此の場合には萬人はその個人又は社會の普遍性によつて道德的生活の典範を規定されて居るから、個人の人格の可能性を發揮することゝ、社會の人格の可能性を發揮することゝは衝突するやうな虞はない若しかゝる場合があるとするならば、それは必ず一方の行爲が不正な場合である。それで人格主義の倫理學說では、人格の權利義務を規定するには個人と社會との調和を完全に爲し得るのである。人間は凡て人格の可能性を實現することが自己の權利であり又た義務の存する所であるから、この人格的要求を毀損する一切の障害は速に廢毀することを企圖するのである。即ち人格主義は個人と社會とに共通なる普遍の上に自由平等の權利義務を課すのである。先づ人間はその衣食住に於て、人格の可能性を實現し得る經濟的生活を爲さねばならない。これは實に生存の第一要求である。我が東洋では倉廩實つて禮節を知り、衣食足つて榮辱を知ると云はれて居る。恒產の要は道德的生活には主大の條件である。それでこの生存的要求に對して自由を束縛し、平等に反對する一切の社會的制度はこれを撲滅しなければならない。何となれば個人の經濟的生存を否定して、社會の經濟的生存を望むは一の夢想だからである。この意味に於て人格主義は貧富の隔絕を憎み、資本家の封建制度に反對するのである。次に人格主義は政治法律上に於ては自治の法治的社會を以つて理想とするから、男女老弱の差別なく、苟くも人間として人格を有する者ならば之れに參政權を與へて普通選擧と爲し、社會的に國家的に人格を實現し得る基礎の上に立たせなければならぬ。この意味に於て人格主義の倫理學說は、國民全體によつて爲される立憲代議制の上に立つ責任內閣を以て政治道德の最高理想とする。さうして人格主義に於ける國家なるものは決して自己中心の國家では無く、侵略的な軍國主義では無く、世界秩序の一聯邦としての道德的社會で、人類の文明を向上進展する目的の上に存立する一の自治體である。だから萬國議會又は萬國裁判所の設立を渴望するので、國際道德により、正義人道に基いて人類全體の人格を實現する目的の上に存立するのである。斯くして人格主義は個人主義と普遍主義とを調和し、一夫一婦の小家族をも統合して、極端なる家族制度の弊害を匡救し得る唯一の手段になるのである。個人と男女と家族と國家と國際との間を圓滿に調停し得る者は、獨り人格主義の倫理學說に基礎付けられた社會制度あるのみ。(完)

教育上より觀たる家族制度

三輪田女學校長
廓清會評議員　三輪田元道

□西洋と日本の家の相違

家族制度の問題は、可なり古くから研究されて居るが、まだ解決されない。尤も多數の教育家、思想家、其他いろ〳〵な學者は、其長短を比較研究され、又多くの場合に發表もせられて居るけれども、其の內容と形式とは、尙ほ疑のあることを見出すのである。今日、日本の家族制度は、時代人智の開發に伴ふて、從來の實質を破壞されつゝある、又其內容もだん〳〵稀薄に赴いて居るのは事實である。故に今日では、私共は、德川時代の家族制度を、その儘想像することが出來ない。私共は、無論今日の家族制度の長所や美點をも認めると同時に又一面に於て、其短所や弊害をも認むるのである。而して之が弊害を如何に救濟するか、改善するかに付て愚見を披瀝して見たいと思ふ。

私の知人に家族制度の存在を辯護し、其必要を唱へる人が長男に嫁を迎へた時に次の樣なことを云つた。『私の內に嫁を迎へたが必ず私共とは同居させない、別に若夫婦に家を持たして、周圍の者等に氣兼のない樣に、而も自由な生活を營ます』と、又或る人は猛烈な日本主義で、而も保守的であり乍ら、自らの生活上の行爲は、從來讃美し來つた家族主義に反する事を行つて居る。口に家族制度を唱ふる世間の論者の其內容は、至つて不明瞭である。無論日本に於ける家族ファミリイーは英、佛、獨語にもあるが、彼等は只、夫婦と子供のみを指して云ふ、日本の家族は、夫婦子供以外に、父母、祖父母の一族がある。甚しいのになると、使用人をも含むで云ふ人もある。家族制度は日本の特有であるには相違はないが、西洋のファミリイーとの區別は、其の內容の員數の區別であるともいふ事が出來ます。

□家族制度と我國の養老院

日本の家族制度の特色とする處は、家名を重ずるの精神にある。昔、菅原道實の母は『久方の月のかつらもおるばかり家の風をば吹かせてしがな』と云ふ樣な意味の歌を讀まれたが、其他、日本の古い書物や、英雄傳などに、家名の重じられた記事は仲々多い、詰り家名を汚さず、祖先を辱しめないと云ふことは、家族制度の値のある所である。又年のよつた父母や、祖父母を世話することを重大なる義務責任として感じてゐることは、此の制度の產み出した賜物である。信州に姨捨山と

云ふ處がある。此處はよく親や、姨を捨つるので、かう云ふ名稱があると云ふ傳說があるのであるか、其の實際は生活難の烈しい爲であるとのことだ。昔から隨分子供を捨つる人があるが、親なんかを捨つる樣な不德漢は居ない。千年も昔、和氣廣虫と云ふ婦人は、捨てられた可憐な子供を不憫と思つて、拾ひ上げて育てたのが、日本の今日の孤兒院の初まりである。かう云ふやふに子を捨つる者は昔からあるが、親を捨つるものは殆んどない。而して日本の誇りとする處は、養老院の少ないことである。東京の養老院を見ても、入院してゐる者の內では、親類もあり、子もあつて、養老院の厄介にならないでも濟みさうな者もあるが、之は確に生活難の爲ではあるが、一面に於て家族制度の段々衰頹しつゝあるからであらうと思ふ。孤兒院の增加の原因は、實に廣く、又遠いものがあるけれども、略ぼ之と同一の理由がある。

□日本人の二大潮流の生活

今日、實際の上から見ても、財產の所有權は、個人的のものである。又刑罰に對する社會上の責任も個人的のものである。卽ち民法、刑法の規定する處は個人の上に立脚して居る。昔、罰九族に及ぼすと云ふことは、支那並に日本に行はれたことである。子の罪は親の責任に歸し、親の犯罪は、一家一族に、其の關係を及ぼすやうなことはあつて、犯罪上の責任は實に無差別であつた。實に之れは、法律制度の幼稚であつて、個人の權利や人格を無視した社會制度より發した結果である。兄弟でも金錢は他人であると云つた工合に、親戚一族は無責任で、救助する處を怠つて、養老院でも送らなければならぬと云ふことは、社會上大に慨すべきことである。養老院の增加の理由は、主觀的に見れば確に人情の稀薄になつて、道德の廢頹から來るのである。是等の養老院や、孤兒院の增加は之を客觀的に見れば、國家の幸福であるが、之等の機關の增加は國民生活の隨弱であることを裏書きするのであるから理想として益々減少するまでに、吾々の生活は向上しなければならぬと思ふ。

要するに、日本人の生活は、個人的のものもあるが、又一方には、家族主義に基いた生活もあつて、常に此の二つの潮流の爲に、我が國は西洋よりも復雜なる問題が多くある筈である。先頃私は朝鮮の資產家に付て、かう云ふ話を聞いた朝鮮の富豪には、必ず食客は四五十人は居るさうだ、或る家で家風を改革する爲に、例の食客を一間に集めて、澤山の金を彼等に與へて、獨立になつて仕事を初めて、而して獨立の生計を立つる樣に訓誡した。かうして一旦去つた食客は、其の金がなくなれば、再び歸つて來て、元の食客生活を初めるのであると云ふ。此の話から考へても彼等の隨弱な生活を送つて居ることは明である。さうして自ら亡びつゝあるのである。

□世界的に發展し得ざる國民

斯の如き朝鮮式な生活は、往々にして我が國人の中にも之を觀ることがある。自分の事は、凡て萬事自力を以て處決す

ると云ふ獨立心の薄弱な處から、益々依賴心は增長して、生活を紅塵の巷に迷る醉生夢死の徒の多いことは、その根本に遡つて見れは、家族制度の罪である。其の外親の爲とならば貞操を賣ることをも敢て辭せないと云ふ惡風も、此の制度に源を置いて居る。是等のことは國家の向上發展の爲に、深憂大患である。

又敎育の根本主義とする處は、獨立獨行の人格者の養成にある。人間は受くる者よりも、與ふる者は幸である。然し人に與ふを悅ずして、受くることを願ふと云ふ、朝鮮式な放從な生活を續ける習慣は、自ら生活難の襲來を招くものである。かうした民族は、其使命を過つて、遂に亡びるのであつて、必ず世界的の發展の出來ないのである。家族制度の短所は實に玆處にある。之を排除して、社會を改良することは敎育の大なる使命である。

元來日本人は、家名を重ずるの結果、家の系圖を鼻に掛ける惡習慣はある。昔は名家であつたことを、自慢らしく云ひ散す元氣があるが、自ら難局に處して家名を毀損せない樣に益々先祖の意のある處を發揚して努力すると云ふ氣概がなく徒らに、過去を慕ふことは明に虛榮心の一つである。何れにしても自分の愉快に思ふことは、日蓮上人のことである。彼は、此の陋習に囚れないで、自分は房州の漁師の子であると云つて辻說法を遣つて當時の宗敎改革を實力主義で行つたと云ふことは實に彼の偉い處である。過去の迷夢は醒めずして、徒らに家の系圖を氣にすることは、これを大に戒めなければならぬ。大和民族は一族であつて、民族の差別はない、唯系圖は歷史的に大和民族であるといふ證據に古の人が作つた物に過ぎない。人は實力あり、人望あり、人格あつて、身を處する實力主義、人格主義化さしめなければならぬ。家の系圖は僞作であらうと眞物であらうと、それは吾々の生活と交涉のない處である。凡て正義と同情とを以て築き上げた人格主義の社會でなければな、人類の生活も無意味である。吾人は家族主義の欠陷を改革して、新らしい光を吾人の生涯の上に照さなければならぬ。

□余が人格主義の實行の一端

私自身の此の主旨を實行する一として、如何なる名士から來た手紙でも、それを保存しないで燒棄ることにして居る。然し歷史上に關係したものとか、後世益するものなれば、保存しないでもない、それは、自分たちの子供は後で、親父は昔かう云ふ人と交際したと自慢さうに云ひ散らし而もそれを表裝でもして、くだらぬ虛榮心でも挑發させることになれば子孫の爲に不幸であり、又之を賣買することになれば一層悲しむべきことである。依賴心や、虛榮心の爲に醉世夢死の生活を營むことを未發に防遏する方法として先づ之を實行しつヽあるのである。吾人は家族制度の內容を改良して、個人主義の長所を補促し從來の家族主義の弊を矯めて、世界に誇るべき制度を樹立することに努力しなければならぬ。玆に於て初めて眞に幸福なる家族制度を現するものであるから、我國の精華とする處の此家族制度をして益々諸外國に對して光輝あらしむる樣努力せねばならぬ。

法律上より觀たる家族制度

法學博士 大場茂馬

□家族制度と我國の國體

家族制度を可とすべきか、又個人制度を可とすべきや、社會上の問題、哲學上の問題として之を攻究する時、可否各其論あらんも、我國の國體を本位として考ふる時は家族制度の存續を望まざるを得ない。萬世一系の我皇室を奉戴する我國の國體は、其根本を家族制度に置くものなれば、國體の維持の方面よりすれば、何處迄も家族制度の維持に努めねばならぬ譯である。

併し乍ら家族制度は永遠に之を保持すべきや否やは問題である。我國としては法律制度すべて家族制度の維持に努めねばならぬ譯ではあるが、併し社會の趨勢は法律制度ばかりに據つて支配せらるゝものでない。諸般の事情に支配せられて變轉極まりなく時々刻々變化するものである、自分の生活問題を顧慮するを要せざる時代に於て、自己以外の他人に對し面倒を見、之を保護誘掖する事は出來るが、自己自身の生活問題の爲に、今日家長が家族の面倒を見て之を保護誘掖し行く事が出來ると思ふのは、今日の社會の實狀に疎いものと云はねばならぬ。

□民心の歸向と社會の實狀

家族制度は家を本位となし、家族の爲めに犧牲となるを辭せざる制度である。家長は家族の面倒を見て何處迄も保護誘掖して行く制度である。家族制度に於ては個人を本位とせぬが故に、家の爲めには個人を犧牲とする事を顧みないのを原則としてゐるのである。然るに今日の實狀を見れば、家族制度は法律の上に於ては兎も角も、社會の實際に於てはあまり認められてない。今日の社會の實狀よりすれば、寧ろ個人が本位であつて、家は寧ろ從たるが如き有樣を呈してゐる。家族が家の爲めに犧牲となるが如き思想は、今日の我國の民衆の内に於てはあまり活躍して居るとは云へない。家長が家族の面倒を見、之を保護誘掖するの一事は今日に於ても尚行はれてゐる樣に見ゆる、乍併之とても實狀を極むれば餘り香ばしきものとは思はれない。家長が父母なき場合に其子女の面倒を見、之を保護誘掖するが如きは、個人制度に於ても尚認むる處であるからして、此點は家族制度及び個人制度に共通の點である。故に此點を以て家族制度の標彰とする事は出來ない。父母に非ざる家長にして家族の面倒を見、之を保護

誘掖する樣な事は、今日の社會に於て認められないのではないが大したものではない。家長に生活の餘力ある場合は家族を充分に保護誘掖する樣になつてゐるが、家長に餘力なき場合は家族と雖も、家長に於て顧る事の出來ぬといふ現狀である。

□家族制度と忠孝の觀念

生存競爭は日々激甚を加へてゐる、個人の生活は少しく意を用ひざれば忽ち生活難と戰はざるを得ない。時折には疾病や其他の災害が遠慮なく襲來する、自己は自己の力で樹たねばならぬといふ思想は、時々刻々に增して來る譯である。又增して來ねばならぬ。社會の狀勢は時々刻々個人制度の爲めに勢ひを與へてゐる。之と正比例して家族制度は時々刻々に衰弱に瀕しつゝある。今日の社會の狀勢よりすれば、今日は家族制度の形式の上に個人制度が行はれてゐるといふ有樣を呈してゐる。我國の國體の上よりは是非共家族制度を發達助長せしめて行かねばならない譯であるが、遺憾ながら今日の實狀は家族制度の根本を奪はんとして、其の牙城に迫りつゝあるのである。

由來我國の道德の大本は、忠孝である。忠孝と家族制度の關聯如何。忠孝なる義を永遠に保持し行く事が出來たならば、家族制度亡びても尚ほ國體の動かざる事は大磐石の如くである。故に如何にして忠孝の觀念を永久に存續せしめ得べきやは經世家の大に注意を用ふべき處でなくてはならぬ。之を法律上からいふならば、日本の法律は元來西洋の個人主義の法律から取つてゐる。法律上に家族制度を維持せんとしてゐる有樣は歷々指摘する事が出來るが、實は家族制度か個人制度かの問題は、維新の當時我が法律制定の時に解決されなくてはならなかつたのであつて、可否の論は既に數十年以前にいふべくして、今日に於ては既に勢が生じてゐるから、此勢ひを壞さうとしても時既に遲しである、問題は如何に此勢ひと調和すべきかにある。

□內務省と婦人團□

▷婦人を善導啓發する旨◁

內務省では時局に鑑み強健剛毅の青年をつくらんとして、全國に青年團を起し指導誘掖に努めて居るが、健全なる國民を作[illegible]

婦人問題としての家族制度

成女高等女學校長
廓清會理事　宮田脩

□日本の社會組織の思想

家族制度の本質は、家を認めて、個人を認めぬと云ふ點にある。即ち家長の權利のみを認めて、其の他の家族の權利を認めない。家族は家長の意思に絶對的に服從し專制君主たる家長の爲に甘んじて犠牲となる。之が家族主義の本質である。

我國に於ても昔しは、此の意味に於ける家族制度が存在した。併し今日の狀態は餘程、其の趣を異にして居るやうに思ふ。我國の社會組織は、家族主義を基として造られたものであるから、家を尊重するの觀念は、昔も今もあまり變らないと共に、家を代表する家長權は、概して之を尊重するの傾きがある。一家の家長權に就ても、財產權に就ても、其の他凡百の家庭內の權利の主體は、之を家長の上にのみ認められるけれど嚴正なる法律の觀念から云へば、家長は必ずしも、家と云ふ法人の代表者ではなく、單獨の權利の主體なのである故に法律關係から云へば、家族と戶主との間には何等權利義務の差異を認めないのである。併し現在の狀態は從來の家族主義が、餘程近世の個人思想に讓步して、丁度家族主義と、個人主義との過渡期に位する時代であると云へやう。尤も近來は少し色彩が明になつて、個人主義の立場に立つて、家族各々の權利を相互に尊重し合ふ人々が大分多くなつたやうにも思ふ。日本の家庭では、どれだけの數が、過去を踏襲して家族制度を守つて居るか、又はどれだけの數が現在の傾向に趨つて個人主義を採用してゐるか、確かな事は分らないが、兎に角二つの社會組織が存在してゐると云つてよからう。

□家族制度と婦人の地位

而して日本の婦人は、此の家族主義の下に於て、如何なる地位を占めて居るか、歷史の長い徑路を見れば從來日本の婦人は、その家庭內に於て殆ど自身の權利を認められなかつたと云ふことは明かな事實である。從來否、今日でも男子の多數は婦人の價値、人格を認めて居ない、例へばこゝに結婚をすると云ふ場合に、男子たる家長は當事者相互の意思を尊重することは殆どなく、又當事者自身も、家長や戶主の意に逆つてまでも思ひ通りな結婚を敢へて爲し得ぬ場合の方が多い而して一度離婚問題が起るや、家風に合はぬと云ふ樣な極めて莫然たる而も簡單なる口實の下に却けられる。而して世間でもそれを怪しまない。

婦人の一生を通じて大切な事件なる結婚に關してさへ、かかる有樣であるから、まして婦人の職業を認めるとか、職業

撰擇の自由を許すとか、或はその教育程度を進めるといふ樣な問題に至つても、男子はとかく婦人の主張を枉げさせやうとし、枉げさせんければ止まぬ狀態にある。結局從來の日本の婦人は、家庭内に於て人としての價値人格を認められず、殆んど器物同樣に扱はれ、また自分もその運命に服して居た

□家族制度と國家の團結

かくの如き家族制度は、畢竟人の生活の上にいかなる結果をもたらすかと云へば、必ずや百弊あつて一利なしと云ふ極端な、斷言は出來ないが實驗上餘り好い結果は及ぼさぬ樣に思ふ、然し此の制度の可なる點をいへば、家族をして一家に對する犧牲の念を起さしめ、延いて、大なる團體、即ち國家に對する義務の念を涌起させることである。此の自然の機運は、自ら一家内を親密ならしめ、進んでは團體の秩序を保持し團結をます／＼鞏固ならしめる利益がある。

現今のごとく一方に個人主義の思想が流れ、時潮に心を動かされる人の多い場合には、甘んじて一家の犧牲にならうとする者は餘り起らぬかも知れぬが、併し過去に於ては斯かる家族制度のあるが爲めに一家の團結が案外に鞏固であつた。而して家を重ずる此の觀念が、ひいては團結力を成してゐたと云つて差支ない。斯く觀來れば家族制度は、國家の維持繼續のためには、確に有利な制度であり、組織である。

□寄生的生活と適者生存

併し乍ら飜つて他方面から觀察すれば、强いて家族を一家の犧牲とするためには、自ら家族をして自己の尊むべき所以萬人に等しく附與されたる人間としての値價を覺らしめぬやうにせねばならぬ。却て權力ある者の袖にすがらんとする卑屈な精神を養はしめねばならぬのである。

然るに今日の時勢は、もはや一國としても一家としても、昔のやうな鎖國主義を許さない、事勿れ主義に甘んじて太平の夢を貪つては居られない。自己の天性に從つてそれ／＼向上發展しなければならぬ。一寸一尺の餘地をも目がけて之に向つて猛進しなければならぬ。然らざれば國家は直ちに滅びてしまふであらう。即ち自己の價値を意識せずに、他に寄つて生きる寄生的生活は、適者生存の原理に悖く譯である。故に眞に國家として長命ならしめんためには、先づ個人自身を覺醒させる事が必要である。また人は元來周圍の事情に刺戟されて發奮する者であるが、家族主義は個人主義と違つて各自に刺戟を與へる樣な機會を作らせない。却て無爲な生活を强ゆるもの丶樣に觀察の出來る點がないではない。而して此の制度は社會の各所に恐るべき弊害を醸しつ丶あるのである

□舊來の陋習を打破せよ

而して今や家族制度改善の欲求は、屢々聞く問題であるが、これは男子よりも殊に婦人にとつては最も重大な、痛切な問題であらうと思ふ。多くの婦人は前代から傳つて未だ滅びざるこの家族制度の觀念の爲めに、深い苦痛を嘗めてゐる。一方學校教育によつて進步した思想を養はれる彼等は、依然舊制度を墨守するこの家庭と一致し難くなるのである。

然らば當面の問題を如何に解決すべきか、直ちに家族制度

を破壞して代ふるに個人主義を以てすべきか、自分は其處迄極端に考へてゐない。が然し時勢の要求と人智の進歩と、周圍の事情の變化により、より平等に、個人の價値を尊重すべく、日本の家族制度を改めることは殆んど論のない話ではあるまいか。殊に婦人としては、女子なるが故に何等の權利を認められず、一家の爲めに貞操を賣るとか、己の欲する處を強いて押へて事の是非を問はず、家長に屈從するとかいふ樣な過去の陋習は、一切之を打破して、多くの同胞と共に互に人としての價値を認め、權利を尊重し、眞に甲斐ある生活を送らんことに努力せねばならぬと思ふ。

家族制度と長男の責任

早大教授
廓清會理事　内ヶ崎作三郎

日本の國家制度の一の特色は、長男の家督相續法である。何の爲に長男をして、先祖の遺産を相續させるかと云ふことに付て二つの理由がある。其の一は、先祖は長男を見るのに、個人をして見るのでなくして、一家の代表者として見るのである。長男に、是等の財産を任せると云ふことは、先祖及子を全體の代表者としてゝある。故に長男なるものが勝手に之を消費するの不當なるは、尚ほ喋々と辨ずる迄もなき明白なことである。其の二は、土地でも金錢でも、少數の者よりも、大數の者の方が失ひ難い理由から、特定の一人たる長男に之を讓つて敢て他の者に分與しないのである。例へば、數歩の田地は失ひ易いが、數萬町の田地は失ひ難い。數百圓の金は失ひ易いが、數萬圓の金は失ひ難い。此理由から、特に長男と云ふ者を選んで、之に相續權を附與してゐる。

其の他日本の家族制度の特色は、戸主の特權と、責任とにある。卽ち戸主が家族を保護するの義務と、責任とがあるのである。かゝる制度に於ける、長男の義務責任と云ふものは實に大なるものと云はなければならぬ。故に私は長男の特別教育論を主張するのである。然し此の主張は、長男以外の者を教育する必要はないと云ふのではなく、元より家族全體を教育することは無論必要であるけれども、特に長男が、長男としての義務、責任を教へ込むことを力説するのである。例へば凡らゆる學校、卽ち小學校、專門學校に於て、一家の相續人たるべき長男に、特別の教育を、課外講義の樣な形式に於て、之を課する必要を認むるのである。今日長男の不品行や、自墮落の爲に、家運は益々衰微しつゝある家も少くないのみならず、遂に凋落して悲慘な境遇に在るものもある。

國に名君を要するが如くに、一家には名戸主を要するのである。吾人は現在の家族制度を改めずして、唯其の精神を改善すれば、以て社會風教改革指導して、國家民族の存立を鞏固にすることが可能と信ずるのである。

家族制度と婦人の社會的地位

文學博士　藤井健治郎

□民法上に於ける緣組の條文丈でも——
——せめて實現し得ば眞に幸福である□

一概に婦人問題と云へど、其亘る處の範圍が非常に廣い問題であつて、實に種々雜多の問題を含んで居る。暇逸階級の婦人問題、婦人勞働者問題、婦人の獨立、及びその職業問題、婦人の權利問題、婦人の參政權問題、婦人の敎育問題、婦人の結婚問題——此の如く片つ端から列擧し來れば、婦人問題なる總名中に包含せらるべき問題は、實に澤山なのであつて、婦人問題の解決は種々の方面から着手しなければならぬのであるが、今は私は他の一切の方面は姑く之を措いて、唯家族制度の上から觀たる婦人問題は、果して如何なる問題であるかを、聊か爰で論じて見たいと思ふ。

先づ第一に、我が國現時の家庭に於ける婦人の位置、卽ち妻たり、母たるものゝ位置は、果して什うなつて居るか、單に民法の本文に見えて居るやうな位置でなく、事實上の實際の位置が果して如何なつて居るかを觀たいと思ふ。民法の本文の上では、結婚に就ても、離婚に就ても、且つは、財産の所有權に於ても、夫れ〴〵條件の規定があつて、若し此等が遺憾なく十分に、實際に行はれて居るとすれば、婦人の家庭に於ける位置は、隨分安固なもので、妻たり、母たる體面を十分に維持し、人格としての自由享樂も先づ遺憾なく保證せられるのである。私の觀察にして大過なしとすれば、此の民法の本文は決して十分には實際行はれて居らないと思ふ。故福澤先生は、種々の方面に於て明治文明の水先案內者であると許しても差支ない人であると思ふが、此の婦人問題に付ても、矢張り水先案內者たるの名譽を負ひ得ると思ふ。卽ち先生の「女大學の批評」と、「新女大學」とは、その當時に於ては、慥に凡愚の見を脫すること一頭地であつたといへると思ふ。しかし、彼の「新女大學」に述べられたることは、若し、今日民法の本文が實際に、十分に行はれて居るとすれば、たとへ、其の全部でないにしても、しかしながら、その大部分は解決せられたものと見て宜いのである。それは「新女大學」には、今日の民法の本文に規定せられてあるが如き、妻の財産のことや、離婚の條件に關することなどが、理想として、將た規範として述べられてあるからである。然るに前述の如くに、私の觀る處では、民法の本文は、十分に實際行はれて居るとはいへぬと思ふ。財産にした處が、嫁入道具の如きもの卽ち嫁がその里方から貰つて來た所のもの、乃至世俗に所謂持參の財産の如きは、一つは嫁本人、一つは里方の離緣との他の萬一の時の用愼に、明瞭に妻のものであるとの夫の確認、乃至法規上登記の手續を濟まして置いて、而かも妻その人も、又夫たるものも、普通當り前のことゝして、それに對して何等不愉快な、不安な感情を挾まないのも、中にはなくはないやうに見ゆるのは、事實として認めればならぬと思ふが、しかし又そんなことをするのは夫婦の間柄として、如何にも水臭い仕打ちであるとして、寧ろ不愉快な感じを起す所の夫のあることも亦、事實として認めればならぬ。總じて夫婦の間に財産上の分け隔てをするのは、決して面白い處置でないと感ずる方が、恐らく天下餘程の多數ではあるまいか。離婚なども同樣で民法には協議上の離婚、法律上の離婚などゝ、離婚の條件が立派に規定せられてあるのであるが、しかしこれ等が實際行はれて居る慣習であらうか、否々昔ながらの三行半流の離婚や、或は七去主義の離婚などが、實際多く行はれて居るの

であるはまいか。表面は夫婦相互の獨立した意思表示によって爲せる協議上の離婚なりと見せて、實に片務的な夫の意思によって、決せられて居るのではあるまいか。總じていへば民法の本文は、實に大部分まで空文であって、社會の實際はそれと反對な行方をやって居るのではあるまいかと思ふ。

□家族制度より生ずる諸々の弊害

——パトリアカールの家族に於ける婦人——

我が國現時の大多數の家庭に於ける婦人の位置が、前述の如くであるとして、卽ち家長たる夫は極めて重大な權力を握り、妻は殆んど臣婢の如くにそれに服從するを以て風となすといふことを事實なりとして、之を承認したとすると、次に考察せざるを得ざる問題は、さういふ婦人の位置と家族制度と如何なる關係を有するか、卽ち婦人の位置と家族制度の關係は、必然の關係なりや、將た偶然の關係なりやといふ問題である。

一、家の存續と男系の男子の相續。 家、卽ち啻に現在の家族の統一體を指すのみならず、過去、現在、未來に亘つて存續する家、更に換言すれば、家系、又は家統、若し又いひ得べくんば家位——こういつた意味の家の存續を尊び、それを絶滅せしむるはその家に對し、祖先に對しての大不幸で、苟くもその家を繼承した上からは、是非其の家の永續と、その隆昌とを企圖しなければならず、之を以て其の最上の責務としなければならぬと云ふことがあり、又他方に於ては、その家は唯、男系の男子之を繼承すべきものといふ限度のある所に於ては、卽ちパトリアーカルの制度のある所に於ては、家庭に於ける婦人の位置は、多く下つて居るのである。古來の希伯來民族に於ても、希臘民族に於ても、皆さうであり、又羅馬民族などに於ても、その事は著しく現はれて居る。家長たる夫は、一家內に於ける專制の君主で、その妻、及び子女に對して殆んど生殺與奪の權を握つて居つたのである。斯ういふ場合に於いて、一婦女子が婚嫁するといふ意義は、自分に相應しい適當の一男子を見付けて、その人と婚嫁すると云ふのでなく、むしろその男子の屬する家の爲に、假りにその男子と婚嫁するといふのであつて、一人格と一人格との結合であるといふよりは、むしろ某一家と、他の某一家との結合である。而して婚嫁の第一の職分は、その家の爲に男女を擧げ、殊にその血統を絶やさぬやうに男子を生むことにあつて、その一家生計の爲に盡くすが如き、又夫の爲に從順なる等は、多くは皆第二次的の意義を有するに過ぎぬ。それ故、娶れる男女の側から觀れば、家の爲に子を擧ぐべく、某女を自分の妻として、自分の家に入れたといふ意味に過ぎないことになるのである。斯ういふ譯であるから、女の婚嫁といふことは、下世話で云ふ、男子の種を下すべき畠として、某家に入れられたといふ程に過ぎぬ。婦女子の家庭に於ける位置の下るのは、自然のことであらねばならぬ。

二、離婚とレヴイレート。 既に家長たる男子が、一家に於ける專制の君主であるとすれば、その任意の發動で離婚することの能るやうになるのも、亦自然の傾向と謂はねばならぬ。古來希伯來の家族に於ても、又古代希臘の家族に於ても、是れは同樣であつて、夫は任意に妻を離婚することが出來たのである。然るに同樣、嚴格なるパトリアーカルの家族制度を維持して居りながら、羅馬に於ては、その始めに於ては離婚といふことがなかつたのである。しかし、女を娶るといふことの第一の趣意が、子を擧げる爲といふにあるならば、若し生理上の

故障の爲に、その大切な役目を果し得ない女であるならば、實の存續と云ふことを、最も重要な務であるとする以上、その女を離婚するといふも、已むを得ないことであらればならぬ。そこで羅馬法に於ても、後に至つては、子を擧げ得ない婦人は、之を離婚しても差支ないと云ふことになつた。支那及び日本の七去の一たる子なきは去ると云ふも、蓋、同一の趣意から出て來たものであらうと思ふ。又希伯來に廣く行はれて居つた處の、レヴイレートの風俗も、卽ち兄が死すれば弟その嫂と結婚すると云ふ風俗も、家の圓滿及び存續と云ふ點から考察すれば如何にも合點せられる風俗であつて、日本などにも、家の爲めとて、自分の氣に入らぬ嫂と結婚したり、又氣に入らぬ義弟と結婚したりするのを、往々見受くるのである。

三　蓄妾と貞操。家庭に於いて男子に絶大の權力を與へると同時に、家系の存續を人生の重大事とすれば、若し妻に子でもない場合には、夫はそれを好い口實にして、妾を蓄へるやうになり、又法律でも之を認めるやうにならねば、理窟に合はぬことになる。古代羅馬に於ては、それであつて、蓄妾と云ふことを法律で認めるやうになつて居つた。從て斯ういふ制度に於ては、夫の貞操といふことは、さう八ケましいことでないことになる。之に反して血統を重ずる關係からして妻の貞節といふことは、甚だ嚴重なことになつて、日本などでも、教育の程度の低い處では、否時としては稍々高い程度の處などでも、夫が妾を蓄ふるとか、或は賣春婦などに關係するとかをも、妻たるものは、啻に之を默認して居るのみならず、時としては當然のことゝして、之を口外するなどいふことは、必ずしも珍らしいことではない。是は家といふものを、絶大に大切なものにして、所謂腹は借物といつた風の、封建時代の遺風であらうが、しかし、是も家といふものを非常に重いものにして來ると、結果は自然之に至らざるを得ない。

四　三從。以上に述べたやうに、パトリアーカルの家族制度に於ては、家庭に於ける婦人の位置は、自然に下り、且つ不安固となるので、又茲に三從といふやうなことが生れて來るのである。三從とは、家にあつては父に從ひ、嫁しては夫に從ひ、老いては子に從ふといふのであるが、是は唯、第三番目の子に從ひといふのは、果して如何かと思はれるのみで一々離して考察すれば、必ずしも不都合といふ譯ではないやうに思はれるが、之を三つ合して見ると、女といふものは、跼天蹐地至る所、服從のみすべきものであつて、頭を下げてのみ居るべきものであつて、ゆつくりと腰を伸ばす場所のない、否さう云ふことなどは、女たるものは構へてすべきことではないと、戒めた言葉であるやうに解せられるのである。それで此の三從といふことは、文句の末まで符節を合したやうに、東西のパトリアーカルの家族制度の行はれた處にあるのである。日本にある、支那にある、印度にも、希臘にも、羅馬にもある、マヌー法典中に見えた文句は、文句の末までが支那のに似て居る。

五　財產。パトリアーカルの家族に於ては、祖先の墓と同じく家產といふものは大切なもので、大抵に不可分割のもので、買入、賣入、讓與、賣買等の出來ぬものとされてある。所有權の主體は、當主の家長でもない、況んや其の他の家族でもないのは勿論で、それは家その者である。家長は、唯その管理、使用に於いて、家族中最高の權利を握つて居るといふまでゝある。さうしてその權利は、家の相續と共に、長子に依つて相續せられるのである。こういふ場合には家族個人の財產といふものを認めぬのは通例である。是も希臘羅馬の家族制度中に見られることである。家といふものゝ統一と、存續とを極めて緊密に保たうとせば、勢ひ斯ういふ制度も必要な譯である。

以上、五點に分けて述べ來れる點から考察すれば、家庭に於ける婦人の位置はパトリアーカルの家族に於いては、存外不安固なもので、又、下れるもので、窮屈なもので、之に反して、男子の權利と實力とは存外莫大なもので、夫婦の間に如何うしても權衡の取れぬことを看取し得ると思ふ。されば婦人の家庭に於ける位置と、パトリアーカルの家族制度との間には、因果的必然關係のあることを斷言することが出來るやうに思ふ。

□所謂新しい女の出現せるは新舊の――
――時代文明の衝突より生ずる犠牲者□

そこで、我國現時に於ける新しい女の思想と運動、乃至婦人解放の思想及び運動は、果して如何なる趣意を含み、如何なる目的を有つて居るのであらうか。そは固より二三にして已まぬことは、私も之を認めて居る。しかし、私の觀る所を以てすれば、家庭に於ける婦人の位置の上進と、その確保といふことも、確にその重なる一つであるやうに思ふ。婦人の獨立主義、獨身主義、非婚主義、是は彼等が是でなければならぬといふ、唯一の理想として唱道するのであらうか、但しは、然らずして、唯獨立か屈從か、將た獨身か結婚かといふ、二者擇一の中から、現狀に於いて比較的自己の幸福であると信ずる方を擇んで、實は已むを得ずして言說するのであらうか、私は彼等の趣意は前者にあらずして後者にあると思ふ。若し又前者にあるならば、吾等は飽くまでも彼等の思想の謬れることを說破することが出來るのであるが、若し後者にあるとすれば、無理押つけに結婚を勸めることは出來ないやうに思ふ。今十人の女に、他の事情はすべて同一であるといふことを、前提として、獨身と婚嫁と孰れかを選ばしめたらば、必ずやその九人までは、恐らくその十人までは、婚家を選ぶであらうと思ふ。

此の方面から觀た婦人の自覺とは如何なることであるか、彼等の眼には、男子といふものは、如何にも我儘勝手なものと見たことであらう。それに較べては、全く較べにもならぬ程、自分等女子、舊い型に當嵌められた女子といふものは無力で意氣地のないものに見えたであらう。此の對照は、少しく教育を受けて、多少物を抽象的に考へることの出來る婦人の頭には、何等かの刺戟と問題とを與へずして已まぬ。何故男といふものは、我儘をしても宜いもので、女といふものはさやう窮屈にして居らればならぬものであらうか。家族は吾等女子のみで出來るものでないと同時に、男ばかりでも出來るものであるまい。家庭及び社會に於ける男女の爲すべきことは假令や異るにしても、又異なるべきものにしても、それは固と、男女といふ天の爲せる事柄で、しかしそれが爲に、一方が尊く、一方が卑しい道理は更にない筈である。男も一つの人格體として一定の尊嚴を有つて居るものならば、女なりとて矢張り同樣に、一定の尊嚴を有ち得るものではあるまいか。斯うして幾多の問題は、彼等女子の胸中に湧き出でたのである。此等の問題を意識し、幾分なりともその解釋をつけて居るのが、所謂婦人の自覺といふ中に包含せられる一つの事柄である。教育も十分受けずに、唯從來の傳說と慣習とで叩きつけられて、成長した婦人には恁んな問題も起らずに、唯在來の慣習に從つて、それで安心して生活することが出來るであらうが、しかし多少教育でも受けて、傳說や慣習をそのまゝ受け取ることが出來ず、多少なりともその意義を考へて、取るべきと思ふたものは之を取り、守るべきでないと考へたものは、之を守らないといふ人間になつては、さうおいそれとたゝき使はれ、束縛せられ、壓制せられて已むものでない。されば今日に於いて、多少なりとも非妻非母主義、即ち獨身主義を振り廻はすやうな女が現はれたりさせば、その個人個人の特殊の事情は姑く措き、文明史的に之を考察すれば、明治教育の普及と進歩との結果が、當然その到るべき處に到つたものともいへるのである。

□良妻賢母は危險にして不安心――
――其根底の思想より研究改善を要す□

然るにパトリアーカル家族制度を最後に維持し、パトリアポテスタスを十分に認めるやうになれば、家庭に於ける婦人の位置は自然に下つて、且つ不安固になる傾向あるは、免れ難い勢であることは前に述べた通りである。此の家族制度の問題は、先年來日本に於ける問題で、色々に議論せられて居り、而して一部の人々に、是非パトリアーカルの家族を維持存續せしめねばならぬやうに主張するのである。是については私は種々の機會に論じたことがあるが、此の自覺せる婦人といふ點から見ても、十分嚴格な意義のパトリアーカル家族制を維持することは隨分困難なことであり、且つ不得策であると思ふ。良妻賢母も然ることながら、少し考のあるものには、良妻賢母になることの、如何にも危險を感ぜられるやうな不安心を感ぜられるやうな、社會の狀態にしておいて、而して良妻賢母を說いた處が多くの効驗のあらうとも思はれぬ。

家族制度と男女問題

廓清會評議員　高島米峰

▽家族制度と我國民性

日本は元來家族主義の國で、國家に於ける國民は、恰も家に於ける家族の如く、從つて皇室と國民との關係は、親と子との間柄の樣なものである。卽ち日本の國は、一口に謂へば一大家族として存在して居ると見て差支ない。家には家長があつて、夫を中心として一家は成立し、家長は家族を扶養するの義務を負ひ、家族は家長の爲に、犧牲となるの覺悟を有つて居る。親は子の爲に隱し、子は親の爲に隱すと云ふことや、兄弟牆に鬩ぐも、外よく侮を防ぐと云ふことがあるがこれ等は、家族制度を通じて顯はれたる美しい思想である。

家族制度では、家族全部が一家に同住して居るが爲に、互に相扶け相養ふと云ふ、協同團結の力を強めると同時に、他の爲に犧牲となるといふことを少しも困難としない。自分の小なる意志を放棄して、君國の大なる意志の爲に、犧牲になると云ふことも、矢張家族制度の賜である。卽ち自分の家を愛すると云ふ心は、一變して國を愛する情となるのである。我が日本人は、愛國心が強く、戰爭の場合に、國家の爲に命を捨てることを厭はないと云ふ、此の犧牲的精神は、全く、家族制度に依つて、養はれたものである。

▽結婚離婚と家族制度

日本の從來の道德は、凡て此の家族制度に基いて成立して居る。例へば親子、夫婦、兄弟の關係は云ふまでもなく、他人に對する道德、社會に對する道德、國家に對する道德の如き、何れも皆、此の制度から出發したものである。然るに、輓近、西洋の個人主義的思想が入り込むで、此の家族制度に弓を引く樣になつた。從つて親子の關係も、嫁と姑との關係又は戀愛の問題、結婚の問題等、全く從來と趣を異にしなければならなくなつて來た。而して新舊道德の衝突、家族制度と個人主義の爭鬪の爲に、いろ〳〵な悲劇が行はるゝに至つたのである。

結婚について考へて見るのに、日本の民法の第七百八十八條には「妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル、入夫及ヒ婿養子ハ妻ノ家ニ入ル」と規定してあつて、全然家本位である。其の家といふのも、人格と人格との結合で、新に造れたる新らしい家に非ずして、家族制度の舊い家である。此の日本の民法は、明治廿九年に公布されたものであつて、既に二た昔前の

舊思想である。かくの如き舊い思想で作られ民法に依つて、彼等新人の滿足を得ないことは謂ふまでもない。而して、か丶る家族制度の上に結婚をすると云ふのであるから、結婚し合ふ當時者の力と云ふよりは、寧ろ家長の力に依つて、結婚が出來るのである。卽ち結婚する人は、自分獨りの力でなく、親とか兄とかいふ、家長の力に依つて結婚をさせられるのである。靑年は自分の妻を迎へやうとして居るのに、其の妻たるべき人の撰擇其の他のことは、一切父母の權內に在つて。當事者は全く與り知らないことが多いのである。當事者に愛が無くとも結婚が成立するのであるし、又當事者間に愛があつても、家長の意見に充たない樣であるなれば、家長の意志に依つて、之を離緣することさへ出來る。卽ち日本に離婚の多い理由は、愛のない結婚の多いこと、結婚、離婚に關して家長の意見が重きを爲して居るといふことが、原因を爲して居ると見ることが出來る。要するにかくの如きことは、明に之を、家族制度の弊と云はなければならぬ。

▽個人主義の最大要件

然らば、個人主義の立場を考ふれば、個人主義の方は、自分の力で自分の事を解決して、萬事自分の實力に據つて之を行はなければならない。從つて、自分に相當の資產、又は夫妻共同の生活をするに缺くべからざる丈の力を有しなければ結婚が出來ない。詰り實力の伴ふことを最大なる要件とするのである。日本の民法では、男女とも、或る年齡に達するまでは、家長の承認を經なければ結婚することが出來ないことになつてあるから、其の點は、隨分不自由である。家族制度の方では、何んな無能な息子でも、或は低能兒でも、家長が然るべき人物であるとか、又は財產があるかすれば、其の息子は立派な嫁を迎へることが出來る。然れども、個人主義の立場では、さういふ譯にゆかない。

▽家族制度が產出する悲劇

次に、親子の關係について考へて見ると、親は子を養ひ、子長じて親を養ふといふのが、家族制度の特色を爲して居るのであるが、子が親を養ふと云ふことはこれからます〳〵困難になつて來る。今でも、親を養はねばならぬといふことのために、非常に難儀して居る子は、決して少くない。從つてこれからの親は、子から養はれやうといふやうな考を持つて居ては駄目である。子を一人前に育て丶やつたら、子は子で生活し、親は親で生活するといふだけの、用意が無くてはなるまい。そこになると、個人主義の立場は、頗る簡單明了である。親は親、子は子で、子が獨立し得るやうになれば、親の家庭と、子の家庭とは別になる。子は必ずしも、親を養ふ責任も義務もない、從つて、姑嫁同住といふことも無いから、嫁と姑との間に於ける悶着も起らない。嫁は全く子の妻で、親の威光を以てしても、如何ともすることが出來ない。又、繼子と繼母との關係の如きも、家を本位とする家族制度の下には、隨分、深刻悲慘の問題も生ずるが、家に執着がなければ、悲劇の原因の大半は、消滅に歸する譯である。

家族制度の下に於ても、單なる戀愛は自由であるが、戀愛の實行は自由でない。男女共に、或る年齢に達するまでは、親の承認がなければ、結婚が出來ないといふのは、即ちその一例である。想ひ想はれた青年男女が、親が許さぬといふ家族制度に基づいた拘束のために、未來の一蓮托生を夢みて、情死するのも少くないのは、蓋し、家族制度の產み出した慘劇の一つである。

▽家族制度と立憲的家庭

かう云ふ樣に考ふれば、從來の家族制度は少なからぬ缺點がある。乍然、今日直に西洋の個人主義を、其の儘取り入れて、家族制度に代ゆると云ふことになれば、從來の家族制度をそのまゝ保存するといふことよりも、更に一層危險であるかも知れない。即ち日本は、本來、家族制度の國であるから縱令、個人主義を究竟の立場とすることを是認し、男女の關係、親子の關係、姑嫁の關係、繼子繼母の關係等、すべてこれを對等にするとしても、從來の家族制度を、全然破壞しないといふ程度に於てすべきものであると思ふ。即ち、日本が立憲君主國となつた樣に、家族制度も、從來の樣な、家長の專制的家族制度で無く、家族の意志を尊重して、家族全體が發言權、議決權を有する處の立憲的家族制度を採ることにして、西洋の個人主義的思想が、如何に、勢ひ鋭く押し寄せて來ても、巧に之を消化し、調和して、日本固有の美風を損せず、歐米文明の進步に遲れざる樣に心懸くべきである。(談)

兒童教養上より見たる家族制度

ドクトル　三田谷啓

▼家庭と兒童教養

家庭はこどもの生れて育つところである。此處で食ひ、寢ね、動きて益々生育するのである。又精神の方から言つても此處で智慧が增し、此處で感情や意志が養はれて行くのである。道德の心、信仰の念も亦家庭で養はれてゆくのである。

家庭は兒童教養の出發點である。若し家庭が健全ならず、圓滿ならざれば到底十全の兒童教養を期することは出來ぬ。如何によき苗でも痩地では活潑の生育は出來ない。家庭を整へることが出來なければ良き子を育てることは困難である。

家庭は公平でなければならぬ。甲乙があつたり、蔭、日向があつてはならぬ、子供に公平の心、正義の念を教へるには

敎育の方針が必ず公平であり、正義であらねばならぬ。又こどもの養護は年齢、性別等によつて最上の方法を選ばれねばならぬ。この點から言へば家族制度は

▼理想的のものではない

家族制度はこどもの敎養を不公平にする傾がある。前にも述べた如く、親は多數の子供を取扱ふに方りて甲乙をつけてはいけぬ、同一の愛、同一の條件を以てせねばならぬ。然るに長男のみを特に愛する如きは敎養上最も弊害多きものと謂はねばならぬ。例へば長男を特に過愛する如き場合は先づ

▼身體の方面に種々の弊害

が生じて來る。愛情過ぐれば却て人の子を毒することになる。こどもに食物の極めて滋養多きものを澤山與へ、夏は山に將た海に暑を避け、冬は荒き風にも當てぬと云ふやうに所謂軟敎育が行はれると、こどもの身體は强健になるものではないそれで昔の人は可愛い子には旅をさせよと敎へたのである。又精神上の鍛錬も到底軟敎育では駄目である。努力なければ知識も進まず、感情は我儘になり易く、怒り易く、意志の力も弱くなりて所謂薄志弱行と云ふことになるのである。長男は家を繼ぐものであるから他の子供より大切にしなければならぬ等と考へて恐にもつかぬ軟敎育を行ふから

▼總領の甚六などと言ふ

ものが出來てくるのである。

これは長男に及ぶ弊害であるが、更に他の兄弟姉妹に及ぶ影響を考へると家族制度は種々不利の點がある。こどもの心に長男が他のものよりも親から偏愛されると云ふことがわかつて、親の心に不公平があると悟れば敎育上の影響は實に恐ろしいものである。長男は長男たるが故に他の同胞よりも愛せられると云ふことであれば、いくら他のものが努心黽勉しても到底長男の如き愛を受け、長男の如き權利を得られぬので、よい加減にして置けと云ふことになるかも知れぬ。それが本になつて兄弟の仲が惡くなつたり、親が死んでから次男や三男がどうせ親譲りの財産であるから、兄ばかりが占領する物でない等と言つて濫費する樣なことにもなるのである。

▼子は親の血より成りし

ものである、親の子を愛するや手に於ける五指の如く決してどれが可愛ゆく、どれが惡いと云ふことはない筈である。併し家族制度と云ふやうな關係から前記の如き現象が起るとすればまことに困つたことである。親が子供を敎育するには決して長男次男三男と云ふ風に序列をつけてはいけない。元より弟が兄を尊び妹が姉を敬ふことを敎えるのは當然であるが、長男であるから無理が通り、次男であるから謙遜であらねばならぬ道理はない。どこまでも兒童の敎養は是を是とし、非を非とせねばならぬのである。公平は家庭敎育の要素の一つだと思ふのである。この點から觀ると資産の如きものは大體こどもに等分するのが至當だと思ふ。又女の子だとて男の子よりも粗末にするが如きことは決してならぬ。

今樣大岡審判

救世軍大尉 婦人救濟係 伊藤富士雄

■赤星知事の老猾振り＝レコード破りの廢業■

今から丁度五ヶ月許り前の或日の事救濟係に身の振方を訴へに來た婦人があつた話を聞けば「私は新潟縣生れなのです。十九の春或事情の爲めに長野鶴賀新地の娼妓となつて稼いで居りました。其後或年の秋、身寄とてない郷里の老母が病氣に罹つて途方に暮れて居るといふ事を聞えたので、早速樓主と警察署のお許しを得て郷里に歸つて見ましたが、最う其日の煙さへ立たぬ狀態、詮方なく僅の家財道具を賣拂つて病母と共に東京の兄を便つて來たのです。其時私が考へました借金は最う幾何もないし、それに二度と再び稼業する事も覺束ないと思ひましたから、長野警察署に廢業屆を出したのです。すると其の手續が惡いとかで這麼書付が（娼妓取締規則第七條第二項並に第十三條第二項違反に依り缺席科料金三圓申渡處分通知書）駒込警察署から參りました。如何したら宜いのでせう矢張廢業するには長野迄行かなければ不可ませんでせうか」といふ。却下の書類を見ると代書業者が相當の樣式に則つて作成した者であるのに何故あつて長野署では之を却下したかは、係も別に行政處分に對する智識も無いから判らないが兎も角娼妓の處分に對して訴願を受理せられた前例もある事なれば、早速訴願書を起草して本人に差出す樣注意を與へたのである。程經て其裁決があつたとて書類を携へて禮に來た。讀者諸君は此裁決書に依つて往々行政機關の主腦者と其運用者との間には如斯大なる矛盾錯誤の在るを遺憾に感ずる事と思ふ。

裁決者

本籍新潟縣北蒲原郡中條村字中條〇〇番地平民
長野市鶴賀新地乙廿八番地柳繁松方
娼妓
當時本郷駒込〇〇町〇〇方居住
本田　テツ（假名）

右訴願ノ要旨ハ訴願人ハ大正二年十月十五日長野市鶴賀新地貸座敷營業柳繁松方ニ於テ娼妓稼業中ノ處病氣勝ニテ入院十數回ニ及ビ稼業ニ堪ヘザル折柄郷里ナル實母病氣ノ報アリ之ガ看護ノ爲大正六年三月十六日所轄長野警察署ノ許可ヲ得テ本籍地ニ歸リシガ生計困難ノ事情アリシニヨリ東京駒込區阪下町實兄飯田某方ヘ病母ヲ伴ヒ行キ看護ニ盡スト雖モ快方ニ赴カザルノミナラズ自己又健康ヲ害シタルニ依リ娼妓稼業ヲ廢メントシ大正五年五月十五日附ヲ以テ娼妓名簿削除申請書ヲ長野警察署宛郵送シタル處同署ハ該申請書ヲ東京本郷駒込警察署ヲ經由シ本人自ラ長野警察署ヘ出頭スルニアラザレバ受理スル能ハザル旨ヲ以テ之ヲ却下セラレタルガ訴願人ハ無資力且病母看護ノ爲同署ニ出頭スルコト能ハザル理由アルヲ以テ長野警察署ニ對シ名簿削除スベシトノ裁決ヲ求ムト云フニアリ

右ニ對シ長野警察署長ノ辯明ハ訴願人ハ長野市鶴賀新地貸座敷營業柳繁松方ニ於テ娼妓稼業中大正六年三月十六日ヨリ同月二十日迄本籍地ニ旅行方出願シ許可シタルニ該期間ヲ經過スルモ歸來セザルノミナラズ擅ニ東京市ニ旅行シ同年五月十五日附ヲ以テ娼妓名簿削除申請書ヲ郵送シ來レルモ自ラ當署ニ出頭スルコト能ハザル事由備ハザルヲ以テ之ヲ却下シタリト云フニアリ

依テ審査スルニ元來娼妓ハ稼業ニシテ訴願法第一條第一項第三號ノ所謂營業ニアラズ又本件ニ同項第六號ノ地方警察ニ關スル事項ト云フヲ得ズ且其他法律勅令ニ於テ本件ニ關シテ訴願ヲ認メタルモノナキヲ以テ本件ハ訴願ヲ提起スベカラザルモノトス

左ノ理由ニ基キ訴願法第九條第一項ニ依リ本訴願ハ之ヲ却下ス

大正六年九月十日
長野縣知事　赤星　典太 印

長野縣達第三百六十三號
本籍　前同所
妓樓地　前同所
本田テツ（假名）
二十六年

右者娼妓取締規則第十一條第二項ニヨリ其稼業ヲ禁止ス

大正六年九月十日
長野縣知事　赤星　典太 印

斯くして立派に廢業が出來たといふよりは娼妓稼業を絕對に爲てはならぬといふ事になつた。遊廓側に對しては虎よりも恐るゝ自由廢業を不許可として、名儀を禁止として彼等を滿足せしめ、一方娼妓に對しては名義は兎もあれ廢業の實を與へて双方を滿足せしめたる赤星知事の腕前はさすがに大浦の四天王だと首肯さる。人民保護の任に當る可き警察官が奴隷業者の走狗となり無告の娼妓を苦しむるに比しては實に老猾を極めたものである。

駒込のとある裏長屋に貧しい乍らも寄る年波に路の不自由を喞つ老母を勞はりつゝ、健氣な働き振りに近所合壁から賞め稱られる一婦人がある。其婦人こそ誰あらう前の本田テツなのである

戰亂の巷から

救世軍書記官長　山室軍平

私の旅行は約七ヶ月の短時日で、然かも大平洋沿岸三千五百哩の間を在留日本人に對して約一週間四十二回の說敎を試みたやうな次第で、可なり忙しい旅でしたので、これと纏まつたことは卽座には申上げられませんが、何よりも歐洲戰亂の影響として、婦人の仕事が殖えたと云ふことは何の躊躇もなく申上げられる事實であります。

否、婦人の仕事が殖えたのではない、婦人の仕事がこれ迄の範圍よりか遙かに擴張されたと云つて宜しいのです。夫の出征した爲めに生活に困ると云ふ點から、婦人の牛乳配達婦もあれば、ペンキ屋もあると云つた調子であります。亦食に困らぬやうな所にも可なり澤山の婦人が働いてゐるのを見ました。斯うした結果は、社會に於ける婦人の地位は益々認められるやうな傾向を示してゐます。彼の保守的だと云はれる英國などでも婦人の選擧權を與へやうとする傾向がありまして、從來は認められなかつたやうな立派な婦人が、續々と社會の表面に出て來るやうになりました。ニューヨークでは世界第二の都會の救濟事業の部長が婦人によつてその地位を占められてゐます。その他婦人で宗敎家として相當な地歩を占めた人達が輩出しつゝあります。これ等は極めて著しい良い傾向でありますが、戰亂の影響からして弊害を生じた方面も可なりあつて、中流乃至上流の婦人達の篤志家が集まつて戰時救濟に就いて色々と働いてゐます。

私は倫敦の赤十字社で戰爭の爲めに盲目になつた人達を收容してゐる所を見舞ましたが、そこの看護婦は何れも篤志の上中流婦人達でありました。青年會の仕事である兵士の休息所や宿泊所では、何百人と云ふそうした人達が働いて居まして、最上流の方々でもお給仕事をしてゐるのを見受けました。更に急を要する戰時被服廠とか砲兵工廠とか云ふ處には惡い傾向も可なりあります。

婦人の仕事が擴張せられた結果お金が儲かる爲めに、今迄の婦人が行はれなかつた罪惡が頻々として行はれてゐます。英國では女の巡査を任命して、これにその取締を命じてゐます。

□　□　□　□

以上の外、戰亂の影響として特筆すべき現象は、英國で赤兒週間が守られて、子供を大切にする會を公然と開かれたことや、子供共進會、子供博覽會と云ふやうな會で、努めて子供の體育哺育と云ふことに力を用ゐる現象であります。そも〳〵これには二つの目的がありまして、一つは戰爭の爲めに多くの人間を失つた結果として、赤兒を何處までも滿足に育て上げやうと云ふ積極的の目的と、今一つは、戰爭の爲に既に生れてゐた子供で、勢ひ孤獨になつたものを、慰藉しやうとすることにあるのであります。

以上は子供を滿足に育て上げると云ふ點からのお話しでしたが、更に母親をして滿足に子供を育て上げしめるに必要な施設が他の一面には行はれてゐます。それは乳母の恩給と云ふ規則を拵へて、子供を產むことを獎勵する。

外に、これ迄往々にして行はれたやうな、避妊の罪悪を無くしやうとすることであります。これは單に避妊が道義的に罪悪であると云ふ意味よりか、寧ろ戰亂の影響から人口の減少を憂ふる極實際的な現象に動かされたものであります。

此傾向を一歩進めたものとしては私生兒の取扱法であります。英米諸國でも我國と同やうに、私生兒と云へばかなり之を擯斥したものですが、それがこの頃では、遺産相續と云ふやうな法律上の關係を外にしては、事々しくこれを擯斥しないことになりました、戸籍を二つ作つて置いて、普通の場合には私生兒と云ふことを表に出さないやうにしやうと云つてる所もあります、何處迄も平等で、自由に暗い處にゐたものを明るい世界へ出させるやうになつて來ました。これも要するに大きな神の愛の御心から出たと云ふよりは、寧ろ戰亂の實際上の事實に動かされた現象で、歐洲諸國は今や通常普通の道義的世界を通り越して、私生兒をも公平に取扱はうとする異常な道義的世界に非常開展をしつゝあります。

カナダ等では戰爭の爲に寡婦となつた婦人に恩給を與へて保護するのみか、更に戰亂の經過によつて他に移民させる計畫が企てられつゝあるやうであります。

□ □ □

先づ大體斯んなものですが、要するに歐米の天地は戰亂の結果として一般人民は日に〳〵自覺を強めつゝあつて、民主的思想の大潮流は世界に磅礴しつゝあると云つてよいでありませう。この傾向は早晩日本の社界をも何等かの形で、襲ふことゝ思ひますが、その點に就いて先覺者は大に心を用ゐて貰ひたいと思ひます。それは前申上げたやうに戰亂の爲めに婦人を中心とした問題丈けでも、これまでの道義的世界が、異常な道義的世界に非常開展をしつゝあると云ふことは、今後の人類の進歩の上に何う云ふ影響を及ぼすであらうかは、大に考へて貰ひたいものであります。

私は倫敦で二度まで獨逸飛行機の襲來に遭遇したが二度とも大本營會議の最中であつた。四五十臺からの敵機は雁行の陣を作つて其中に爆彈投下をする飛行機を保護しつゝ大本營に近き有名なセントポール寺院を目標として盛に爆彈を投下するので屢々危險に頻し一彈は眞ぐ傍らの中央郵便局に落ちて、多數の死傷を出し火災を起して慘禍を目の前に見た時には覺えず戰慄を禁じ得なかつた。若し之れが日本でゞもあつたら、二つ三つの爆彈で忽ち全市を灰燼にして了ふであらう。此點から見ても將來いや目前日本の家屋は危險に瀕して居るのである。此の大膽獰猛なる獨逸の行動に對して、英國内にも憤慨の聲甚しく、英國からも大規模の飛行隊を派して伯林を襲ふ可しとの聲が頗る盛んに唱へらるゝに至つたが救世軍のブース新大將は、暴に報ゆるに暴を以てするの不可を鳴らし、人道上から報復を排して大に之を高調した爲め、輿論は此説を正當として、伯林攻撃の計劃は中止さるゝに至つたのは、遉にゼントルマンの英國である。

リバープールから紐育に渡る時であつた便乘船が發航してから、二晝夜も經過したのに不圖目覺めて見ると以前の港に戻つてゐたので、不思議に思ひ船長に訊ねると、敵潛水艇が襲來したので辛うじて逃げ歸つたとの事であつた。其後二回程無線電信で獨艇の注意を受けたが、幸に事なく亞米利加に上陸する事が出來た、然るに米國でも桑港と市俄古との中間のパークスで、私共の一汽車前に出た列車が大衝突をして、幾多の死傷者を生じ屢々危險な目に遭つたが、大能の御手は私をして再び愛する祖國に歸る事を許し給ふた(談)

文學博士　吉田熊次氏より

家族制度の得失に關する論議は、單獨に斷案をなすべからず。家族制度其者の得失を論ずるに際しても、經濟上、道德上、敎育上、社會上等の諸見地より冷靜に討究すべく、又現在一切一社會に存する所謂現行家族制度の可否の問題と前に掲げし家族制度其者の得失の問題とは分明に區別するの要あり、孰れにしても學術的に研究すべき大問題なり。(九月十九日)

廓清春秋

河合北洲

北海の蝦夷富士に登山會を設けて登山を奬勵せしこと十三年、今夏自ら其靈山我に接するを得たり。

蝦夷富士の山顛

孤身漂渺として、天地至高の靈臺に立つ。巖下七千尺宇宙の深淵に臨めば、我我に非ざるの風化あり、星羅手に掬せずとも、雷電脚下に御せずとも、我一呼吸は直ちに悠久なる時間也。無限なる空間也。我も亦大宇宙にして、大宇宙も亦我たる也。

死生何物ぞ。利害何物ぞ。榮辱何するものぞ。これ皆浮游の一噱、塵を吸ひ、煤煙を喰ひ、氣底生活の空問題に非ずや、寧ろ人生靈臺の晝夜を分つべき正邪曲直の明暗に如かざる也。暗黑を纒ふの俗衣は、神の聖地に立ちて、自らの風雨を招き、雷電に慄くの自己裁判に戰慄を禁ずる能はざるあり。自己の無限なる空虚と信仰には、無限なる充實と靈化は漲り、無窮の悲哀と改悔には、無窮の歡喜と生新の溢るゝありて、自己超越こゝに幾千尺ぞや。在るもの皆眞ならざるなく、善ならざるなく、美ならざるなし、これ一毫の虛僞なければ也。虛僞なき森羅は自然の生新に覺め、生新の萬象は、全一の調和に、無絃の大琴を奏して、神の都に崇高の曲を彈ずれば、屈めるものは、曲がれる松。舞ふものは、輕き石にも萬古の餘韻を傳ふ。適者生存の音符はたどりて、忍從の神秘を歌へば也。

風雨寒暑は宇宙の感情也。誤らざる不文の理法は其智識にして、生々已まざるの進化は其意志也。靈活至妙の經綸に、動中の大靜、靜中の大動を體するもの、靈山こゝに立ち、人靈こゝに覺む。眠む

食前茶後

■問題　の女神近市子自ら上告を取下げて服役するに決し生涯又と得難き貴い記念と豪語す眞の悔悟は唯愼默の裡にあり

■文展　又もや裸體畫問題起り容易に落着の氣配なし賣笑問題の根本解決を見ざる間は何時迄も紛紜絶ゆる事なかる可し

■稀有の大暴風雨果然本州に殺到して莫大の損害を蒙り加も慘死者數知れずといふ悽絶愴絶の慘狀轉た生地獄の感有り

■黄金　に醉ふて享樂を追ふ成金者よ一夜千金を投じて豪遊を極むる捨金あれば住むに家なく食に糧なき此罹災者を救へ

■此秋　獨り成金許に非ず何人も競ふて救濟す可きが同胞の義務也左るを其當日の演藝界方面は平日に異らざりしといふ

■如何　人情紙よりも薄しとは謂へ今更ら餘りの利己主義に驚く之でも四海兄弟と誇り顏に吹聽し得るか何うか噫!!

■近來　離婚から生む慰藉金請求問題漸く多し貞操蹂躙者にも相當の罪あれど物質に眩惑して嫁ぐ者は實に一種の賣淫也

■米國　最初の女代議士ランキン孃議會

るが如き平原湖海、小波大波の如き丘陵山嶽に臨みて、逞ましき筋骨を振ひ、風雲の鬢髮を散らし、巨大なる噴火口を開きて曰く、永へに活ける我を見ずやと、大靜にして大動なるもの、夫れ靈山の沈默なる乎。

帝、萬物の靈を生し、之をして天功を亮けしむと、天功肅として脚下に跪くも、人功は惔として胸に悶ふ、戰は山に在らずして野に在り、戰はざる可らざる人の都に急ぐ。

影より光に

人生は自己の影を追ふて歩むが如し。影を追ふに非ざるも、追ふもの、影たるを知らざる也。暫く現はれて、忽ち消ふる空しき夢に迷ひ、捕へんと欲して捕へ難き影に囚はるゝ也。富貴榮達は影也。權勢名利は影也。歡樂放逸は影也。影を追ふの人生は長亭短驛に、夢みつ、奔りつ、喘ぎつゝ、墳墓の決勝點に急ぐ、墳墓何の決勝ぞ。

影を追ふは、光を後に負へば也。光後に在れば、影前に在り。光を遮ぎるもの愈々大にして、影愈々暗く、影愈々暗ければ、重きを負へるは更に重く、遠きを歩めるは更に遠し。之れ人生の逆行なれば也。逆行は至る所に暗黑を延長す。

天に赫々の靈光は輝き、人生に良心の微光は閃めく、天光人光の照す所、自ら人格の光ありて、大陽の向ふ月星の皎皎たるものあるべし、人光の天光に歩むは、無限の希望に勵まされ、重きもの重からず、行路の難きも難からずして、跋山踏水の勇を禁ずる能はざるものあり。

自己自己を忘るゝの日光浴、自己自己に勝つの冒險に、百尺竿頭一歩を進むるの途は開け、濶然として貫通するの眞理に徹底すれば、死中にも活を得るの生命に燃えて、已むに已む可らざるの靈は、情欲に焦がれ、魔影に染めるの肉と相配して、一勝一敗、墳墓に最後の決勝を試む。肉の影を追ふて已まざるは死也。靈の光に歩みて倦まざるは生也。靈肉の二途に迷ふて決せざるは大正の筒井順慶也。

死せざる朝顔

嫋々としてからむ、一莖のいのちに向上の志を寄せ。生新の色彩を絞りし花の粹に、一朝の榮を悲します、花落ち、

に出馬して堂々非戰論を吐き男議員の度膽を拔く今更乍ら日本婦人の退嬰に呆返る

■自△轉△車乘脛を露出せば其筋より處罰せらるといふ夫程當局が法規に親切なら何故左褄で大道濶歩する藝妓を見逃す乎

■洲△崎△遊廓又復火攻水攻に遭ひ不運に號叫す正義人道に耳を藉さぬ報ひは自然が如斯教訓す之でも廢業せねば全然動物

■吉△原△遊廓移轉問題起り候補地の臆測迄噂さる曩には新宿品川洲崎孰れも騷げり弱味に附込傀儡師の奸計質に辛辣を極

■歐△洲△各國戰後の婦人問題に就き結局一波亂を免れずと案ずるより生むが易い道理で自然の勢ひは案外容易に解決せん

■東△京△府酌婦に課税せんと目論見該業者の反對に遭ひて躊躇逡巡す風紀問題を度外視する反對に屁古垂る府廳何の面目

■象△潟△長魔窟全滅に奮闘し概略雛立盡す其功や感謝するも後から風發の待合が續々現出するとは全く骨折損の足勞儲

■陸△軍△當局戰時獨立の際に於ける糧食の不足に頭を惱ますといふ米露に倣て一度禁酒令を施行せば何ぞ懼るゝに足らん

■習△慣△は第二の天性戰爭の間際に禁酒も泥縄なれど醉を醒との强弱は明也（隆）

葉黃ばみて、黑ずむ種に、又も來らむ春の命を含むあり、朝顏を翫ぶ人に、却て夕暮の心なきを見る。

萬の物の向上にして、天地の拔粹なりといふ人類は、拔くべき粹の善を忘れて、拔く可らざる惡を植えしにや、惡は惡を孕み、罪は罪を生みて、自ら煩悶し、苦惱せる、萎める夕顏のいかに寂しからずや。

波狀線の處世にも、向上の栞なきに非ず、五尺の小天地にも、大天地の善根を植うるあらば、生命の發芽と、開花結實の機緣自ら成りて、永生の復活となるべく、復活の一日は復活せざるの百年にも優るべし。人生の天壽は時日の長短に非ずして、意義ある生活の有無に在るべければ也。かくて人壽の長短は、寧ろ適否の問題となれり。

朝に道を聞き、夕に死すとも可なりとは、死して死せざる朝顏の死生觀にして、又人類の意義ある生活法に非ずや。

風邪の流行は邪風

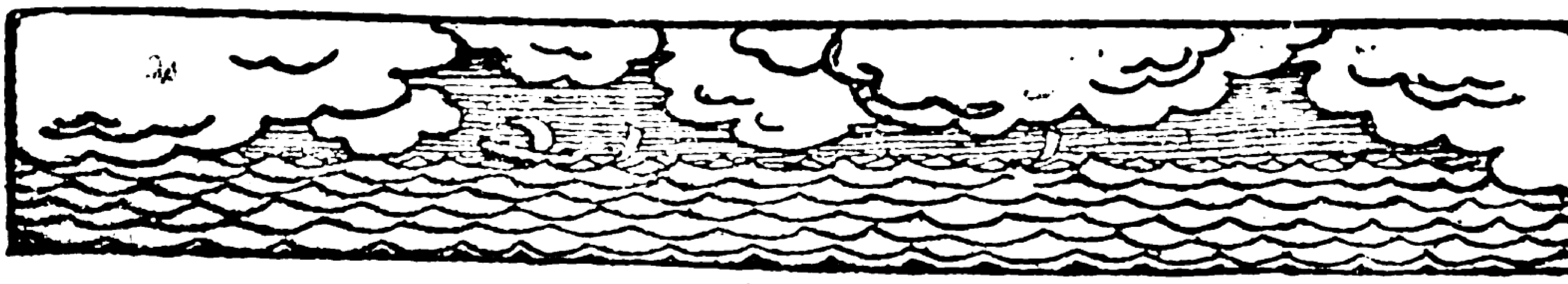
歐米は砲煙彈雨の低氣壓に緊張し、帝國日本は成金風の高氣壓に乘じて、風邪の大流行に悩まさる。政府は訓令と調查會の咳嗽を頻發すれば、民間には骨董熱、虛榮熱、放慢熱の四十一度に逆上して、家庭と四圍の空氣を蒸殺するものあり。逆上せざるものも物價の騰貴熱により、風邪志願に熱中せざる可らざるに至っては、正に國家大の避病院を要す。

流行の風邪は更に罷工の猖獗となり、學校騷ぎの波動を起せる、早稻田を襲ひし暴風の如き、大風袋も以て包む能はざるに至る、內的生命の缺乏、半死半生の狀察すべきに非ずや、半死半生とは靈に死して肉に生ける也。

此際惡疫豫防は第一也。罹病者の醫治も第二也。然も最も必要なるは、流行病に超然たる保健者の存在と、保險法の制定にして、これあらば幸にして我國家を救濟すべき、安全第一以上の天祐たるべき也。

秋の心

天、水の如く、雲垂れて雨低し。雨晴るゝも秋の心、萬感更に沸きて、又禱りの雨。千石、萬石、荒める家庭、國家、世界に愛の生命を注がむ。義の刄もて亂麻を斷ちつゝ。



△△△ 天鼓之響 ▽▽▽

磐の上に立てられたる家

廓清會江東支部幹事 家田作吉

□健全なる家庭の感化力

聖經に曰く「是故に凡そ我がこの言を聽て行ふ者を磐の上に家を建てたる智き人に譬へん、雨ふり大水いで風ふきて其の家を撞てども倒るゝことなし是れ磐を基礎と爲したれば也。凡て我がこの言を聽て行はざる者を沙の上に家を建てたる愚かなる人に譬へん、雨ふり大水いで風ふきて其の家を撞てば終には倒れてその傾覆おほいなり」と。夫れ健全なる家庭は磐の上に建てられたる家の如く、牢乎として拔くべからざるのみならず百千の不健全なる家庭を指導感化するの威力あり、一町村一都市に於て此の健全なる家庭あらんか、其町村都市の健全なることを證明し得べく、此の健全なる家庭こそ其の町村都市に取りても國家に取りても、最も力强く感ずることを得るなれ。

□沙の上に建てられたる家

健全なる家庭を解剖して其の高尚堅實なる家風の源泉を探らんと欲せば、第一に其の家庭の主人たる者の思想高尚純潔なるや否や、品行方正廉潔なるや否やを吟味するの必要あり。現今我が國に於て憂ふべき一事は歐洲戰亂の結果多大なる物質的利益を得る所謂成金續出せる代はりに、精神的又は道德的に過大なる損失を受けたる一の徵證として、健全なる家庭が破壞せられつゝあることなり。此の戰亂的利益の爲めに社會一般の氣風は浮華となり輕薄となり驕奢となり、生活狀態一變したる爲め、從來酒を用ゐざりし家も酒を用ゆるに至り、今迄料理屋待合等に出入せざりし主人も之れが出入頻繁となり、こゝに不健全不純潔なる空氣の瀰漫するに至り從來磐の上に建てられたるが如き家庭も、遂には沙の上に建てられたる家の如き淺間しき悲境に沈淪するもの比々として其の例に乏しからず。而して一面に於て物價騰貴の結果、戰時的利益に預らざる銀行會社工場及び其使用人又は小官吏敎員其の他の方面は非常なる打擊を受けつゝあり、生活困難の爲めに或は由なき罪を犯し、或は子を妓樓に賣り、或は自殺を遂ぐる等悲慘極まるの狀態を見る。觀じ來れば現今に於ける社會の實相は誠に混沌として紛然たり雜然たり、是れ果して祝すべきか呪ふべきか、識者の一考を要すべき大問題なりと信ずるもの也。

□福澤先生の純潔

一家の主人たる者にして其の品性純潔品行方正ならんか、其の家の基礎堅實にして一家の空氣淸淨なるを期すること難きにあらず、故に家庭として幸福を獲得したるものと云はざるべからず。嘗て安部副會長の語られし一話を聞く、曰く「福澤先生の高弟にして目下實業界の重鎭たる某氏、廿有餘年の昔眞摯と謙遜なる態度を以て、先生に對し一問を發して曰く、先生は倫理道德に關し、大に社會國家の爲めに貢献し給ふは感謝敬服の至りに堪へず、併し先生も御若年の時には待合妓樓等に遊び給ひしことあらざりしか、謹んで承りたしと質しければ、先生は大いに喜び答へて曰く、從來予に對し斯の如き質問を發したるもの殆んどなし、君は善き質問を發しくだされたり、予は誠實に告白す、學生時代に於て同窓の學友其の他より誘惑を受けたることなきにあらずと雖も、幸にして之を斥け、今日迄妻の外女なるものを知らず、是れ予の光榮とする所の一也」と。高弟たる某氏之を聞きて大に感服して退けりと。夫れ世の多くの俗人は此一話を平凡些細なる事實として看過するもの多からんも、識者は必ずや此の尊貴にして純潔なる生涯が實に先生の人格を飾る偉大なる光明たるに想到せん。今日の一般社會殊に上流社會を見渡し、先生と同一の答をなし得るもの果して幾人かある。吾人此の事を考ふるときに心細き感を起さずんばあらず、併しながら世界の大勢は我國在來の英雄色を好むと云ふが如き思想を一掃し、男子に向つて品行の方正、人格の高潔たるべきことを要求し、此資格を有するにあらざれば社會的地位と信用を得ること能はざるに至れり。此資格ある人物が一家の主人たらんか、而して之に添ふ所の妻にして貞淑賢良ならんか實に清高なる家庭を形作り、其の家庭には常に光明の方面のみにして暗黑の方面なく、誠に表裏なく風波なき晴々しき家庭たることを得るなり。假令其の家庭が社會的地位なく財產爵位なしと雖も、實に天の權威と榮譽を有するものと云ふべきなり、斯の如き家庭こそ磐の上に建てられたる家の如からん。

□家庭は公明清透なるべし

次に考ふべきは其の妻たるべき者の戒むべき性癖な

り、夫れ一家の主婦たる者の責任多大にして其の人格の高下其の性行の賢愚が、どれだけ家庭に深甚なる影響を與ふるかは、前段にも陳述したる如くにして何人も識認する所なり。併しながら吾人は之を細論すべき時間と紙面を有せず、唯だ一二の點を指摘し見んに、

第一に戒むべきは虛榮心なり。

第二に妻たる者は如何に學問あり智識ありと雖も、決して驕慢に流るゝことなく牝鷄朝たに鳴きて夫を蔑視し一家を危くする如きは昔も今も戒むべきことなり。

次に家庭に最も大切なることは、夫婦の間に何事も影日向なき事なり。例へば主人は妻君に命じて儉約せよ緊縮の態度を取れと申しながら、自身驕奢の風を改めず、待合又は妓樓に遊ぶことを意とせざるの風あらば、是れ實に其の主人たる者が妻子を欺くものにして其の罪や甚だ大なり、之れと同じく妻君が主人の手前には儉約を裝ふて内證の借錢をなし、自身又は其の子女の晴衣を作るが如きは些々たる小事に過ぎざるが如しと雖も、一の内證は更に他の内證を誘ひて遂に秘密の領分追々擴大せられ、何事も打ち解けて相談するが如き事漸次相減じ、家庭も何となく其の溫愛を失ふに至るべし、斯る有樣に立ち到りたる時には、神聖なる家庭も其の意義を失ひ、子女の教育の如きも之れを遂行することは能はざるに至るべし。されば影日向なき眞實の家庭を作らんとせば、夫妻共に其の操行純潔方正なるべきは勿論、主人たる者能く家庭内の事情を洞察し、等閑にも無理がましき注文をなすことなく、總ての事徐々に相談し說得し、其の同意を得て行ふべし。妻君たる者も其の眞情謙抑の心を用ひ其の良人に接し評議を盡し講究を遂げ、其の同情を得て行ふべし。

□子女教育の本義

更に子女の教育に就て注意すべきは、單に父母の欲する所に從って教育せずして、其の子女各自の性の應する所に從って教育を施すべしと云ふこと是れなり、斯くする時に於ては其器の大小に從ひ、皆夫れ〳〵の發達をなし夫れ〳〵の成功をなし、以て各自が天性相應の人物となる得べし、是れ卽ち家庭教育の最も大切たる[illegible]なり、又[illegible]の[illegible]に叶に逃したる男子を小兒視し、百事掣肘壓迫するが如きことあらば、勢ひ一家に影日向を生ずるに到る、是等は決して慮る所あらざるべからず。

□家族制度と個人の自由

由來我國の家族制度は、非常に其の「家」なるものに重きを置くの風習あり、隨って其の代表者たる家長又は親權者に重きを置き、其の妻子弟妹等は全く一家の犧牲となるを意とせざるの風習ありたるも、輓近の思想は斯の家と家長又は親權者の專橫を許さず、我が民法の如きも最初は佛國に則り制定せられたるも、其の後故伊藤公の如き政治家其の他有識者の遠見に由りて、獨逸其の他の諸法典を參酌して現行法を制定したるものなり。現行法は一面家長又は親權者の權限を重んずると同時に或る程度迄家族たる個人の自由權利等を承認するに至れるは、一般に知悉する所なり、吾人は固より我が帝國三千年の歷史を有する忠孝主義を尊重す、故に家族關係の如きも家長及父母妻子弟妹の總てが同居することを是認するのみならず、出來得べくんば我國獨特の美風として永續せんことを希望す、されど其の夫婦の情愛深厚なるに拘はらず、舅姑たる者が單に感情上面白からざる爲め、家風に合はずとの理由の下に離婚を迫るが如きは不當の處置と言はざるべからず。

□成金と飛行將校の墮落

近時我が實業社會殊に所謂成金なる者を見るに多くは其の收得せる利益金を費消の途に窮し、或は數千圓を投じて藝娼妓を落籍し、或は一夜數萬圓を費して遊興の宴を張る等亂暴狼藉至らざるなし。是れ豈我國風教の爲め慨すべき事實にあらずや、獨り實業社會のみならず、教育、宗教、文學、政治社會に於ても綱紀に點檢し來れば、幾多の慨くべく悲むべく、憂ふべき腐敗墮落の徵候を發見する難きにあらず、我が忠誠にして勇敢なる陸海軍人中にも不品行不道德の者少なしと云ふべからず、彼の飛行將校の如きは陸海軍中の花形役者たるべき地位にあり、將來大に工夫し發明し、續進し、發展すべき道程にあり、而して一朝事あるに際しては、大に文明技能を以て花々しく活動し、勇戰せざるべからず。然るに彼等にして將校たるべき體面を傷つけたる者頻々たり、例へば第三期田中政人中尉が藝妓と情死したるを始め、同期中村中尉が司法官を斬り所謂大宮事件を惹起したるが如き、而して頃日同期將校たる荒瀨中尉が妻を斬り割腹したるが如き事件あり實に浩歎憤慨の至りに堪えず、夫れ陸海軍人は一國の元氣なり生命なり權威なり、其の品性秋水の如く淸らかに、其の人格芙蓉の如く高からざるべからず、然るに斯く腐敗し紊亂するに至っては、同胞の面汚しにあらずして何ぞや、帝國の恥辱にあらずして何ぞや、而して夫等の多くは不健全不純潔なる家庭が生み出せる惡報酬なりと知らずや。

□純潔圓滿なる理想的家庭

之を要するに吾人の理想とすべき家庭は、一家の柱石たるべき家長の品行方正純潔にして、人格識見等申分なく、其の妻たるべき者も虛榮の爲めに囚はれざる内助の主婦として恥しからざる良淑勤勉の婦人たらんことなり。此夫婦が吾等は一體なりとの觀念より、其の苦樂を共にすると同時に貧苦病苦其の他總ての困難迫害を共にするの覺悟あらんことなり。而して老父母あらんか、若夫婦たる者進んで之を勞り之を敬愛せば其の家庭は和樂に尊嚴を加ふるの家庭となり、如何にも奧床しく感ぜらるゝなり。倘ほ子女あらんか叙上の如き家庭教育の實を上げ、其の天分の性質に由りて教育すとせば、前途洋々春の如き家庭となり、一家は幸福と光明を以て滿つるの小さき天國と化すべきなり。而して此小さき家庭が立憲的にして規律あり、而かも其の舅又は嫁にも、子女にも自由の空氣湛ふて、一家庭は實に千百の不健全なる家庭を感化するの威力あり此家庭の努力に由りて、腐敗せる家庭が廓淸せられ救濟せられ延いて國運の向上發展を來すこと大なるべきや疑を容れざる所なり。吾人は茲に眞理想を置かざる可からざる也。

臭い仲間

會員　坂東太郎

私娼の有害なること、恐るべきことは、最早や云ふだけ、野暮な分り切つた問題である。その何人にも分り切つた事實を、さも珍らしげに、力瘤を入れてクドクドしく說立てる連中が、近頃其所此所に見える。唯それだけなれば私共も大に賛成であるが、その横合から暗に公娼の必要をほのめかして來るに於ては、何れを問はずと知れた或者の廻し者、心ある人は直ちに鼻摘みすべき臭い仲間と嫉付くべき奴輩なり。所がこの臭い仲間に辯士あり、文士あり、新聞記者あり、辯吏あり、代議士あり、學者あり、敎育家あり、甚しきには宗敎家すらあるに於ては、愈々以て油斷のならぬ世の中と云ふべき也。見よ今や國民は白晝公然大手を振つて、遊廓の大門を潜るを恬として耻ぢぬごころか、却て之を榮譽と考へ、得々然たるの風がある。嗚呼斯くして國民の心腹を腐らせ其の品性を、救ふべからざるドン底にまで叩き落さねば止めぬとするは、卽ち彼等に非らずして何ぞ、地獄の沙汰も金次第とやら「官吏はワイロの器なり」とは、嘗て一世の義人、故田中正造翁の天下に喝破したる所なれど、然かも大正の照代にありてはワイロの器は獨り官吏ばかりと相場の決つた者にあらず、社會の師表、國民の指導者を以て任ずべき、凡ゆる智識階級が網羅して居るには、更に驚くの外はない。僅々三十金の目腐れ金に救主を敵の手に渡したエスカリオテのユダの古事はさることながら、彼等は人間の風上にも置けぬ汚れた醜業者輩の袖の下に眼が眩みて大切な自己の信念も主張もあつたものでなく、論を曲げて筆を曲げ、全く醜業者輩の傀儡になり終つて居るのである。彼等は口を開けばさも眞面目らしく言論に文章に相變らずお定まりの、月並文句を幷べて國民保健の上からドウダとか、社會風紀の上からコウダとか、減らず口を叩いて居るが、眞に國を憂ふる至誠がドコにあるか、イヤ藥にしたくもないのである。見よ私娼退治を囮に使つて、其の實は公娼擴張の運動をやつて居るのは、卽ち彼等ではないか。これでは恰も近頃流行の、ミツワ石鹼や御園白粉の新聞廣告に各名優たちの劇評を利用し居るのと少しも變りはない、要するに彼等は云はゞ公許淫賣店たる貸座敷業者の營業廣告を相勤めて居る、東西屋に過ぎぬ、否、念の入つた客引きである、又斯く云はれても、全く仕方がない道理の皓する所、廢娼不可能も公娼必要も一にして二ならず、皆な女郎買奬勵と云つては穩當でないかも知れぬが、現に角これを是認するのである。嗚呼倫理道德の破壞、不品行の奬勵、然もこれが私共が師表と仰ぐべき先輩たる彼等によりて立派に裏書きされて居る。おゝ國民よ、今は實に覺醒自省の秋であるぞかし。

□□□兒童と藝術趣味□□□

子供が世に生れ出でた當時は只食べる事と眠る事のみ續けて居るが暫く經つと物眞似をする樣になる。此の物眞似は兒童本能の模倣性で此の時分から兒童に藝術の萌芽したるものと認められる。何處の子供でも戸外に出ると十人が十人

□**砂遊**びをするやうになるが、これば兒童の土木趣味と見ることが出來る。又積木遊びをするのは、建築趣味のあることが察しられる。其の他シンコ遊びは彫刻と見られ、唱歌は音樂、まゝごつこは演劇、お伽噺は文學等、其の爲す事殆んど藝術的遊戯ならざるはない之に依つて兒童は先天的に藝術趣味を有するものであることが判る。斯うして最初は製作にのみ赴むくが、七八歳になると

□**鑑賞**に移つて來ゝ。卽ち繪畫を見て喜ぶとか、活動寫眞を見て幼稚なる批評をするとか云ふ事は正しく鑑賞力に移つて來た事が證明されるのである。元來製作より鑑賞に移るのが兒童發育の順であるが、俗に云ふ好き不好と云ふものがある。父兄は此の好き不好に注意して兒童本來の特質を完成せしめる事が最も必要である。兒童の爲すことは藝術趣味の萌芽と見る事が出來るから只穢ないとか着物が汚れる等に依つて、其の

□**遊戯**を差し止めるやうな事をしては兒童發育の大なる弊害をする者である、然し兒童の爲す儘に放任する事も危險である。卽ち父兄は材料を充分に選擇して與へるやうにしなければならぬ、此の意味からして活動寫眞も絕對に見せぬと云ふよりも、材料たるフイルムを選擇して見せる方が子供を誘導啓發せしむるもので、兒童敎育上有益な事である。又多少兒童は何物でも見たいと云ふ

□**本能**性を持つてゐるから、其本能性を善導する爲に監督者たるものは細心の注意を拂つて犧牲を供してもいろ〳〵研究して、兒童の爲に努力せなければならぬ（黑田文學士談）

志士仁人の涙

救世軍大尉　有馬純雄

世界は何日になつたら平和の機を見るのであらう。
世界は何紀になつて濟まるのかしらぬ。
眞善美の破壞は日に月に我儕を失望の淵に葬しつゝある。

滔々たる不安の影は、現代人の心を囚えて、多くの人々を光明少ない灰色の生活に引拖込りつゝ。

元氣なき灰色の生活を送りつゝ十九世紀に於ける科學の大進歩は、人類をして宇宙廣大無邊悠々として限りなきことを發見せしめた。同時に人類をして自己の極めて微小なることを覺らしめた、故に現代人通有の弊として人間根本の價値を輕んじ、幽玄の奥底に潜める深き深き意義をば人生に附することを躊躇するに至つた。斯に於ける我儕は沈默を破らざるべからずして余も一片の不平をもらして。

凡そ一國一區の風敎はその土木建築によつて之を察することが出來る、といふ事が眞理であるならば我日本の如きは實に憐れな者である、それ每年夏季の洪水に致る處道路の破損するは土木道德の發達していないためではないか、又余の實見せる深川の町の如きは實に言葉絕えたり。

今日眼を上げて社會を見渡す時に不良少年少女何ぞ多き、病的青年何ぞ多き、而して道理を妨ぐる者は如何にして又如何に發生するかは諸君の知る處である。

蒔かざる種は生えない。然らば「種子蒔く人は誰であるか」世には一身の快樂一時の快樂を以つて人間最大の幸福であるかの如く考へてゐる人の多き、此の惡風が今の所謂成金などいふ連中によつて傳波されつゝあることは甚だ遺憾である。愛國心や科學研究心を奬勵したところで全く無意味な事に濫盡して了ふに至つては道德上風敎上の大問題である。

此の輩は倫理道德を破り瞬時の肉慾滿足なしつゝ勝利を叫びつゝ居るが、然し道德的眞理は人類幾萬年の經驗によつて生みなされたものである。大哲カントの墓碑に日く「星の耕ける大空が我等の頭上に道德的原則は我內にと」。大空が我等か頭上に落て來ない限り道德は決して亂るゝ者でない、斯の道德こそ諸德の根源なる男女の道德を破る者が如何に多いであらうか、彼等は實に罪惡の種子を蒔く者である、現今時局の世界にあつて火花を散らしつゝある婦人矯風會及廓淸會諸先輩の主義の美しさ。

決して今日のツウヅウしくて恐い事を平氣でやる政治家等は解しまい、昔イエスが十字架につけられて死ぬ時一聲高く叫んだ言葉は何であらう、現世の迫害と戰ひ遂に敗れて殺さるゝ時日く「我れ世に勝てり」と此のイエスこそ後その感化を世界に及ぼし、諸民諸族を改宗せしめ全世界を通じて自分の敎を解かしめ、彼の巨人ナポレオンをもして嘆ぜしめたり、されどその短生涯は充實し奮鬪せり。

孟子が梁の惠王に對つて、地方百里にして以つて王たるべし、王らし仁政を民に施して刑罰を省き税歛を薄くし、深く耕し易く耨りて、壯者は暇日を以つて其孝悌忠信を修め、入つて以て其父母に事へ、出ては其長に事へ、挺を制りて以て秦楚の堅甲利兵を撻たしむれば、彼其民の時を奪ふて耕し耨り、以て其父母を養ふことを得ざらしむれば父母凍餓し、兄弟妻子離散し彼其民を陷溺せん。王往て之れを征せば、夫れ誰か王と敵せん、故に仁者は敵無しと日ふ、王請ふ疑ふこと勿れ。と喝破したるもの、之れ實に王道の政治をなすものは忘るべからず。

勝利は實に眞理にあり愛にあり。

△新刊紹介

◉**熱罵冷評**（高島米峰先生著）序に日く「世の沒分曉漢藥と毒とを辨別すると能はず常に藥舌を揮つて熱罵冷評、能く時弊を醫せんと欲すると僕の如きものを指して、街且つ、誤り稱して、毒舌家と言はんと欲す」と。載する處客馬鹿論あり、大不平論あり、セルの將あり畜妾税あり、政治論あり、演劇論があり、本願寺革新論があり、宗派佛敎の罵倒があり、山室夫人の稱讚があり、何れも先生獨特の痛快な藥舌ならざるはない。（定價一圓、小石川原町丙午出版社發行）

◉**鐵道旅行案内**（鐵道院編纂）本書は鐵道旅行者探勝遊覽者の爲めに每年夏季に發行されるもので、官私の交通機關、沿線の名勝、舊蹟を詳細に紹介し、官衙、會社、工場、物產等一切の主要なる事項を網羅し、多數の精巧なる極彩色の寫眞と地圖とを收めて說明を助けてゐる、行文も流暢に、旅行案內書としては蓋し之れ以上のものは確になく、旅行者必携の好著である（日本橋博文館發賣）

編輯の後

口一雨一凉漸く秋に入つて、庭園の梧桐を聴きつゝ、沈思默坐して天氣を養ふ、此の幽齋寂寞のところに、秋の味ふべき氣分があるまいか。此の無人境を訪づれる樣な幽齋寂莫の處で、一穗の殘燈に獨り親しむ。又成金連の酒池肉林の樂よりも、遙に快吁!!偉大なる讀精神的生活。

口身を金殿玉樓に置き食するに三界の珍味を以てする樣な外的生活の豐な人は他より幸福なやうに見ゆるけれども偉大なる此の精神生活の味ふべきを知らず、內的生活の缺陷を來して居る人こそ世の不幸者である。

口民法は、私權の仲張及び擁護を計るを目的とするものである。元來法律は、將來に其の効力を及すもので從つて時代人智の發達と共に、法律の規定も世界の大勢に基いて發達進化しなければ、社會の秩序を維持し吾人の行爲の準則とならない。

口社會は腕力を重じ、武器に據つて、一切の問題を解決する時代は、女子が男子と對等の地位を占むることの可能ないは固よりである。然れども現代は、實力幷に人格主義の世間である。何も女子は弱者であり、知識經驗の足らぬものであるからとて、法律上、妻を無能力にしなければならぬ理由と云ふことは、男女間の大なる不平等の一つではあるまいか。

口然し、此の裏面の説明は、法律は妻が、弱者であるから之を保護するの旨意ではなく、夫婦間の和合を保ち、一家內の平和を維持する爲だと云ふ。然し法律は矢張妻を保護する規定になつて居るから、其の規定と理由とが相副はない。

口夫婦間の和合を保ち、一家の平和を維持する氣ならば「妻は夫婦たるの性質に反する行爲を獨斷にて行ふ事を得ず」と規定すれば夫で十分である而して夫も亦同係の規定に律せらるべきは勿論である。妻を一般の無能力者として、未成年者、禁治產者の如き、幼年者精神病者と同列に置く事が、人權思想の發達の上から見て時代後れの規定たるは殆んど論ずる迄もない。

最近の、獨逸民法、瑞西民法は、此の規定を認めない西洋に「民法は自分の部合の好いやうに拵へたものである」と不平を訴へた婦人のあつことは、疾くから聞いて居るが、日本でも、我が矢島楫子女史が、民法上刑法上男女を平等に待遇するの建議案を提出されて、或る年の議會に之が討議せられた時、或る議員が男が「間男の可能ない樣な馬鹿があるか」と怒鳴つたので傍聽席に居つた、某婦人が「男子の不道德にも呆れますねー」と歎息したさうなが斯う云ふ代議士が、帝國の立法府で政治を議するのだから、日本の立憲政治も前途暗澹たるものだ。

口法律は、國情の上に立つて、世界の大勢を參酌し將來かうなるとして大體の綱領を取り纏めたものでなければならぬ。今や我が國の社會制度は、從來の家族制度より個人主義、人格主義に轉遷しつゝある。吾人は家族制度の內容を改良して、西洋の個人主義の長所を探つて、社會改良に力瘤を入れるべき機運に到達して居るに係らず、舊思想、舊制度の上に立脚した法律規定を以て社會の秩序を維持せんとするの妄なることは敢て贅言を要するまでもない。

口現行民法では婚姻離婚に關することは、夫婦同居の義務、夫婦間の財產關係等の規定は、之を改正して、時代の要求に應じた進歩したる法律を以て女子をして舊制度の束縛から逃れて新らしい生涯に入らしめなければならぬ。

口我が國も女子が一個の人格者として、男子の指揮を仰がず、自ら其生命を司配して行く迄にならなければ社會は、平和に平等に治まるべきものでないと思ふ。

口和樂幸福な家庭は、男女間の平等に初まる。日本現行民法は此の意味に於て、家庭の平和を攪亂するべき色彩があると云ふも敢て過言にあらざるを思ふ。

口女子は男子の隷屬物であるかの如く看做すの弊家族制度に起因して居る。女子の權利を認め、人格を重ずるは、法治國の面目であり、社會經濟上より見てより以上有利こなとである。

口現行民法は、新思想の下に、時代の趨勢を鑑み、一刻も早く改正せられ、新人の希望を滿足せられんことを乞ふ。

口近時寺內內閣の施設するところ、大部分は、籠絡政策である。何か問題があれば、官廳を增設し、官吏を增加すれば事が治る樣に思つて官吏萬能主義を振り廻してゐる。

口次から次へと種々の官廳と法令と調査會とを設けて一層繁文縟禮を增して、却つて事務の澁滯を來たして居る。

口外務が外務大臣が責任を帶びて之を取扱ふべきに、別に外交調査會を設けて、擧國一致の看板を掲げて、譯けの分らぬ芝居を插いて居る、帝國の外交に何等卑益するところなく、寧ろ厄介物を背負込みたる觀なきにあらずやを疑ふ。其の他教育會議、財政經濟委員とか、石井子爵を米國に特派するとか云つて、官廳や官吏の增加は雨後の筍の如く、法令の下ること雨の如しである。

口事理明白なる飛山問題を解決し得ざる如き內閣は、屋上如何に屋を架すとも天日を仰ぐ事は出來ない。

（角雅堂）

大正六年十月一日納本（毎月一回發行）
大正六年十月一日發行　本號に限り一部十五錢
編輯兼發行人　神田區今川小路一丁目三番地　伊藤秀吉
印刷人　小石川區大塚坂町一番地　久保民生
印刷所　京[illegible]京橋區弓町十三番地　千代田印刷株式會社
發行所　芝區三田四國町三番地　廓清會發行所
電話芝五八五五番
振替東京二七〇七二番

第十二卷・第十號・十月一日發行

開拓者

宗教、文學
社會、政治
を評論し

青年學生の
修養に資
する目的也

十月號內容

定價（郵稅共）
▲一部十五錢
▲半年八十錢
▲一年一圓五十錢
▲見本は必ず十五錢を要す

發行所（移轉）
▲東京神田表猿樂町一〇
▲日本基督敎青年會同盟
▲振替二〇一九六番



一部定價金七錢